

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成27年10月30日提出
【計算期間】	第9特定期間 （自 平成27年2月7日 至 平成27年8月6日）
【ファンド名】	新興国ソブリン・ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山村 政
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 公債））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	エマージング
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「債券 公債」…目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「エマージング」…目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		日本		
大型株	年2回	北米		
中小型株		欧州	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券	年4回	アジア		
一般	年6回 (隔月)	オセアニア		
公債		中南米		
社債	年12回 (毎月)	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他債券 クレジット属性 ()		中近東 (中東)		
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 (投資信託証券) (債券 公債)	その他 ()			
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1 新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。

※国家機関には、政府関係機関・州等を含みます。

- JPモルガン エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスを参考に運用を行いません。
- 国別配分、年限構成は、各国の信用力、経済情勢等を考慮して決定します。
- 投資対象とする債券は、各銘柄の流動性、利回り水準等を考慮して決定します。

※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。

※米ドル以外の通貨建ての債券に投資する場合、原則として、当該通貨売り／米ドル買いの為替取引を行いません。

JPモルガン エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスについて

- JPモルガン社が算出し公表している流動性の高い米ドル建ての新興国国債のパフォーマンスを表す代表的な指数です。
- 平成27年8月末現在の構成国数は16か国です。

参考指標の構成国

（平成27年8月末現在）



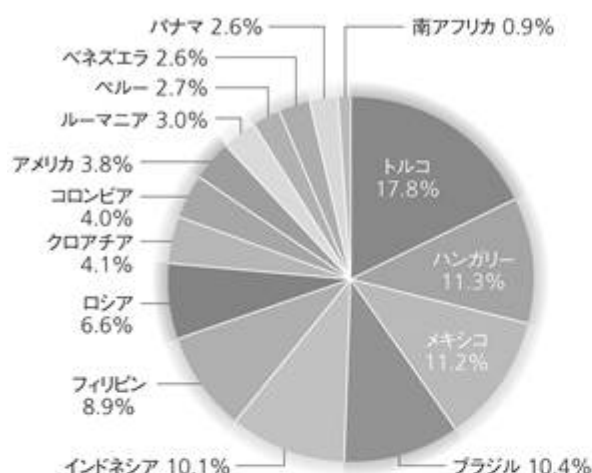
※上記は参考指標の構成国であり、上記すべての国に投資するとは限りません。

債券ポートフォリオの概況（平成27年8月末現在）

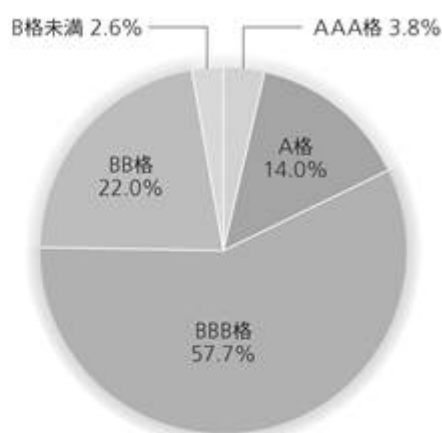
最終利回り 5.30%

修正デュレーション 7.66（年）

国別組入比率



格付別組入比率



※債券ポートフォリオの概況は、投資対象ファンドである「ダイワ・ファンド・シリーズ・ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 日本円・ヘッジクラス」における比率を表しています。

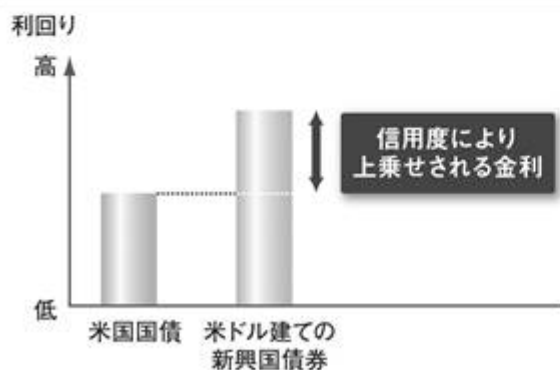
※格付けについて、海外発行体はムーディーズ、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

※比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

※上記は平成27年8月末日現在の情報であり、今後変更となることがあります。

❖ 一般に、米ドル建ての新興国債券は、米国国債よりも信用度が低い反面、相対的に利回りが高くなっています。

米国国債と米ドル建ての新興国債券の利回り



※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

信用度と債券の格付けについて

信用度	格付け	
	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い 投資適格	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
低い	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
		D

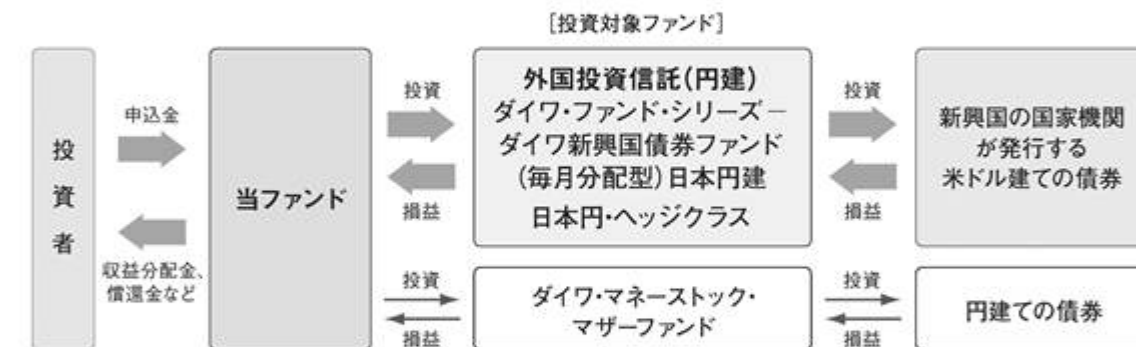
債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)やスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

2 米ドル建ての資産について、為替変動リスクを低減するため、 為替ヘッジを行います。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。



- 当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3 毎月6日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

● 収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

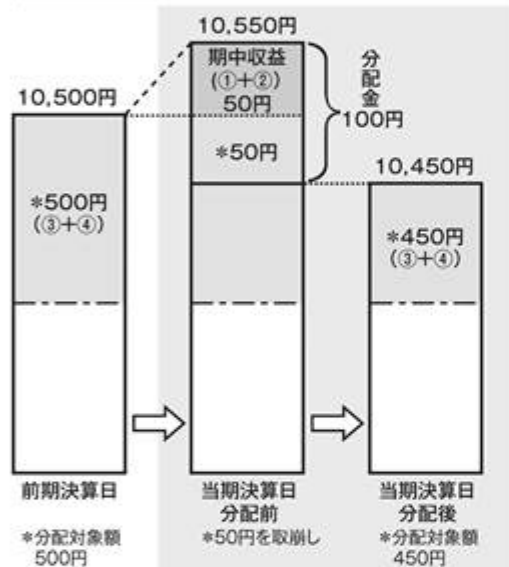
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



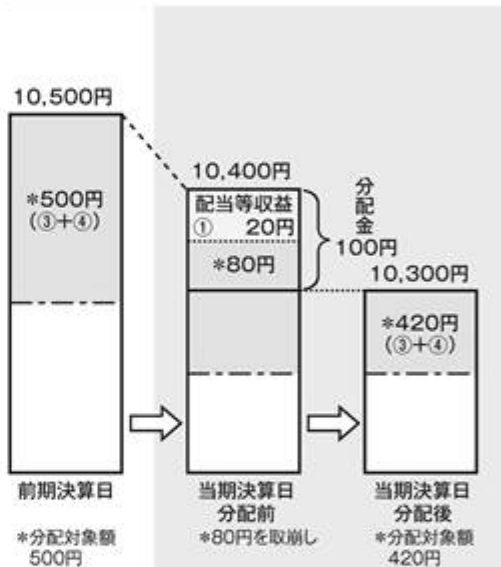
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

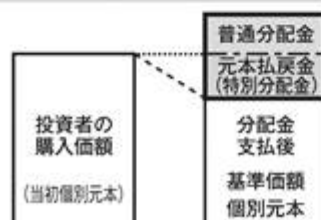


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

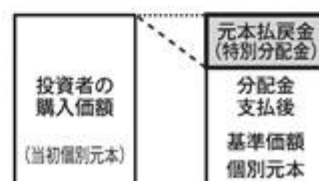
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ（特別分配金）減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

<投資対象ファンドの概要>

- ①ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ファンド・シリーズーダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 日本円・ヘッジクラス」の受益証券（円建）について

形態／表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託／円建
---------	-----------------

運用の基本方針	主として、新興国の国家機関（政府関係機関・州等を含みます。以下同じ。）が発行する米ドル建ての債券に投資し、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要投資対象	新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券を主要投資対象とします。
運用方針	1. 主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定的な収益の確保をめざします。 2. 投資にあたっては、J Pモルガン エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスを参考に、以下の点に留意して運用を行ないます。 イ）国別配分、年限構成は、各国の信用力、経済情勢等を考慮して決定します。 ロ）投資対象とする債券は、各銘柄の流動性、利回り水準等を考慮して決定します。なお、新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。 ※米ドル以外の通貨建ての債券に投資する場合、原則として、当該通貨売り／米ドル買いの為替取引を行ないます。 3. 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。 4. 当初設定日直後、大量の追加設定または買戻しが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2009年12月18日
信託期間	無期限
決算日	11月30日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.54%程度 ただしその他、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド (Daiwa Asset Management (Europe) Ltd)

「ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド」について

- ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（所在地：英国 ロンドン）は、1987年にロンドンにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。
- ヨーロッパの株式（ロシア、東欧等のエマージング市場を含みます。）・債券（事業債やエマージング債券を含みます。）に投資するファンドや外貨MMFの運用・調査業務などを行なっています。

②「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の受益証券について

形態／表示通貨	国内籍の証券投資信託／円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	①円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 ②円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 ③当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	平成22年 3月 5日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(2) 【ファンドの沿革】

平成23年2月25日
平成24年4月26日
平成24年4月28日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

受益権の再分割（受益権9口に対して10口）

- ・「新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース（毎月決算型）、新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）ブラジル・リアル・コース（毎月決算型）、新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月決算型）」から「新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月決算型）」を分離
- ・ファンドの名称を「新興国ソブリン・ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）」に変更（従来は「新興国ソブリン・ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月決算型）」）

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）

お取扱窓口	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
-------	--

↑ ↓ ※1

収益分配金、償還金など ↑ ↓ お申込金（※3）

委託会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
------	---

↓ 運用指図 ↑ ↓ ※2

損益 ↑ ↓ 信託金（※3）

受託会社	株式会社 りそな銀行 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
------	---

損益 ↑ ↓ 投資

投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など
------	------------------

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

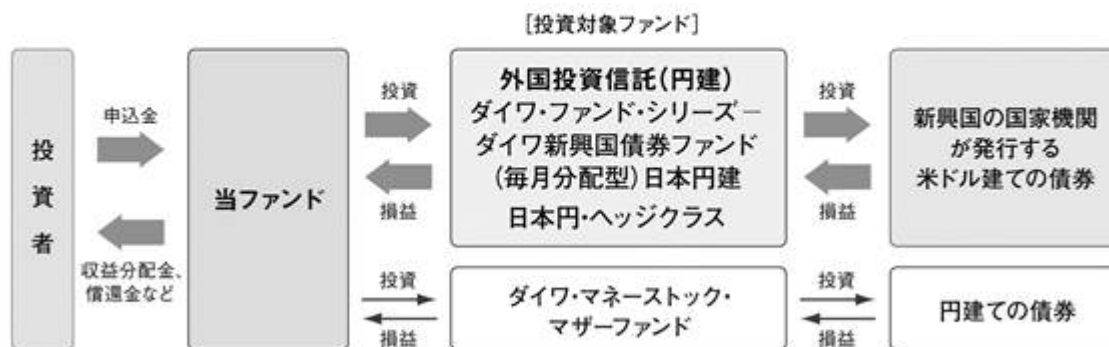
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
○外国投資信託の受益証券を通じて、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資します。



< 委託会社の概況（平成27年8月末日現在） >

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ファンド・シリーズダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 日本円・ヘッジクラス」（以下「ダイワ新興国債券ファンド（JPYクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

② 投資態度

- イ. 主として、ダイワ新興国債券ファンド（JPYクラス）の受益証券を通じて、新興国の国家機関（政府関係機関・州等を含みます。）が発行する米ドル建ての債券に投資し、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ロ. 当ファンドは、ダイワ新興国債券ファンド（JPYクラス）とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。ダイワ新興国債券ファンド（JPYクラス）への投資割合は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。
- ハ. ダイワ新興国債券ファンド（JPYクラス）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	ダイワ・ファンド・シリーズダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 日本円・ヘッジクラス
選定の方針	主として、新興国の国家機関（政府関係機関・州等を含みます。）が発行する米ドル建ての債券に投資し、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ファンド・シリーズダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 日本円・ヘッジクラス」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

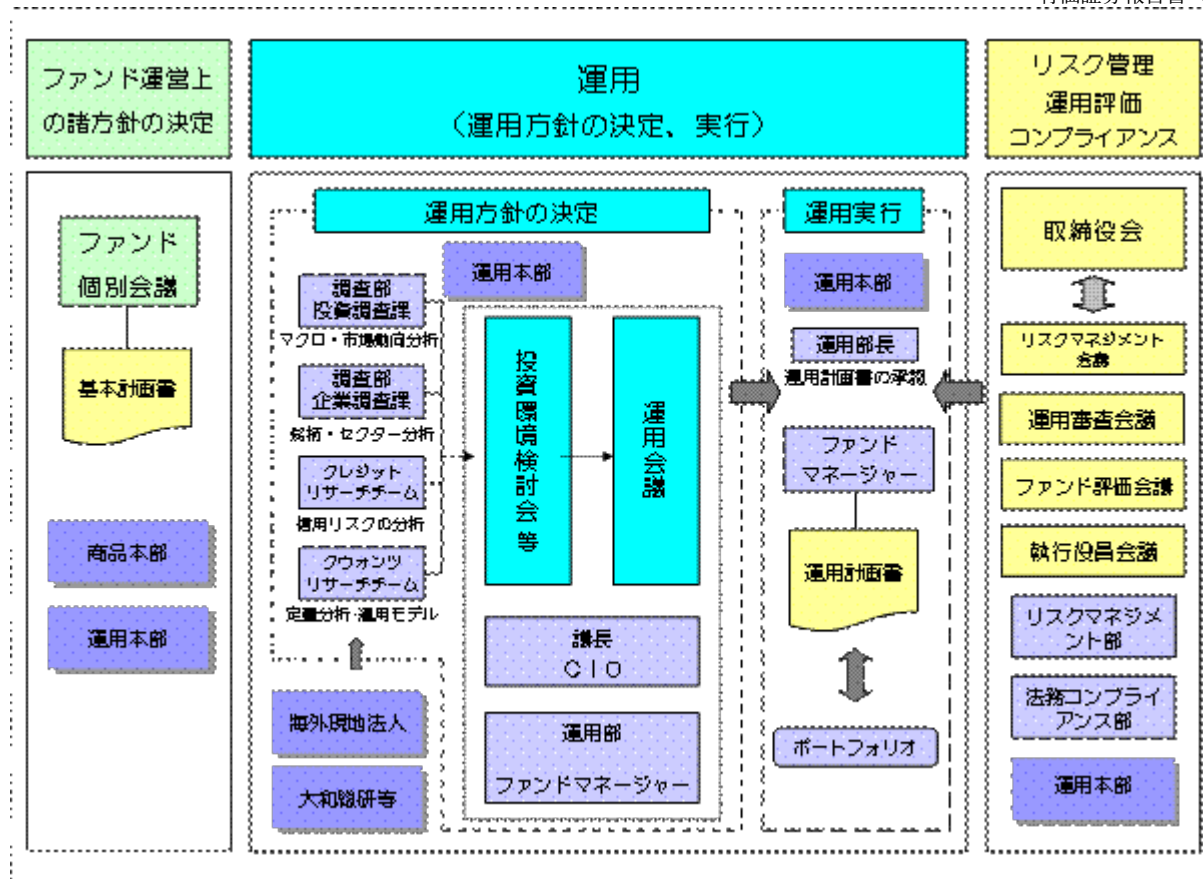
投資先ファンドの名称	ダイワ・ファンド・シリーズダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 日本円・ヘッジクラス
運用の基本方針	主として、新興国の国家機関（政府関係機関・州等を含みます。以下同じ。）が発行する米ドル建ての債券に投資し、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券
委託会社等の名称	投資顧問会社：ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更

- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ. ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ. 運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ. 執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は平成27年8月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 当初設定から1年以内に分配を開始し、分配開始後は、原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

① 株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

④ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参 考＞投資対象ファンドについて

1. ダイワ新興国債券ファンド（JPYクラス）

「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 ＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

2. ダイワ・マネースtock・マザーファンド

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 ＜ファンドの特色＞」をご参照下さい。

主な投資制限	① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④ 外貨建資産への投資は、行ないません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

〈金利変動による価格変化のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、日本円の金利が米ドルの金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

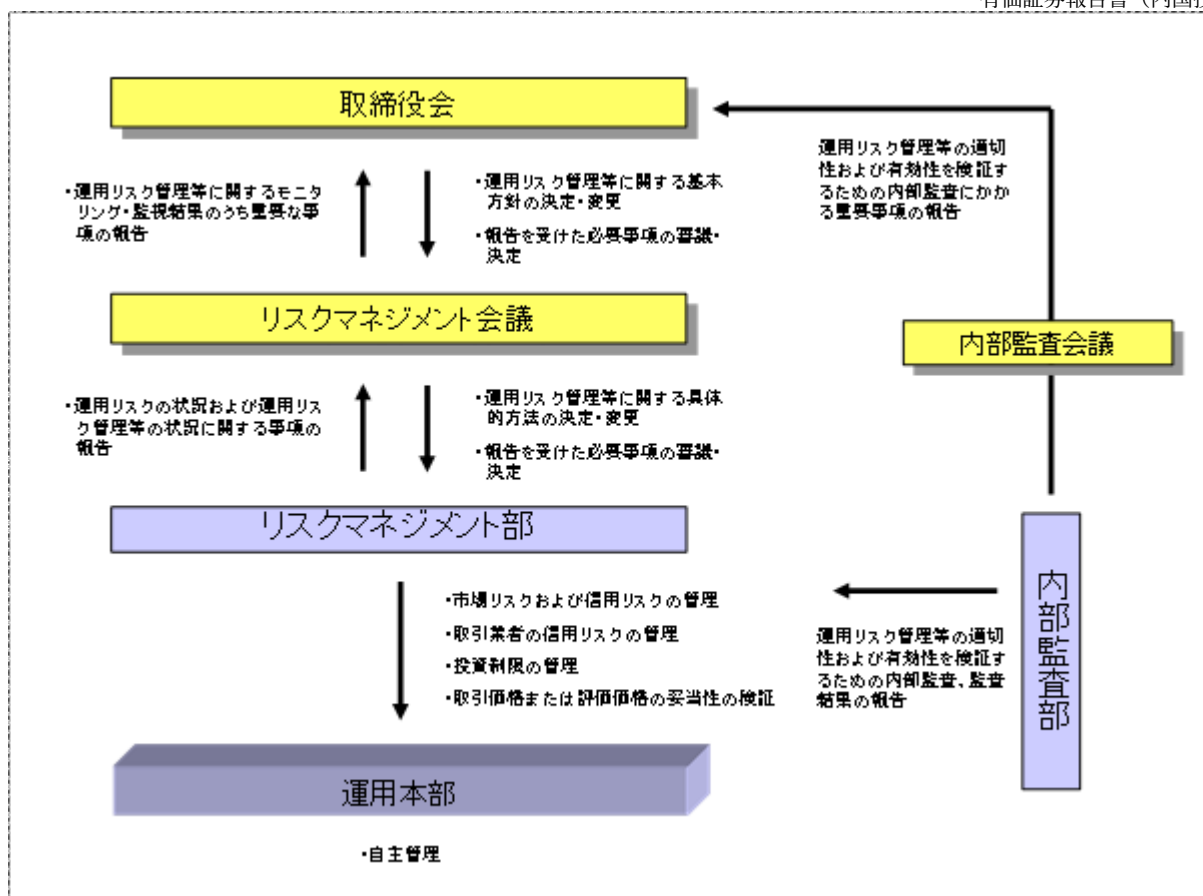
- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。
- ② ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

当社は、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。



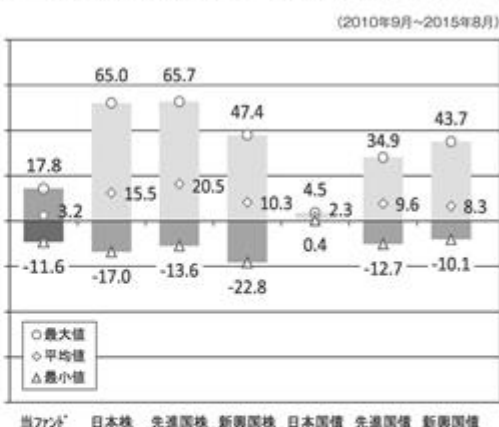
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間ににおける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。
 具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
- ③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.0584%（税抜0.98%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.30% （税抜）	年率0.65% （税抜）	年率0.03% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。
- ⑤ 当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は年率1.5984%（税込）程度です。

ただし、投資対象ファンドの信託報酬等に下限金額が設定されているため、純資産総額によって実質的な信託報酬率が年率1.5984%（税込）を上回ることがあります。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加されます。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いの販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※平成28年1月から年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」の口座開設の申込受付が開始され、同年4月より投資可能となる予定です。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）上記は、平成27年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成27年8月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	331,488,233	97.94
内 ケイマン諸島	331,488,233	97.94
親投資信託受益証券	1,002	0.00
内 日本	1,002	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	6,985,739	2.06
純資産総額	338,474,974	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成27年8月31日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	DAIWA FUND SERIES-DAIWA EMERGING MARKET BOND FUND- JPY CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	4,017,698.3	83.70 336,310,551	82.50 331,488,233	97.94
2	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	日本	親投資 信託受 益証券	999	1.0040 1,002	1.0040 1,002	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.94%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	97.94%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ、投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成23年8月8日)	10,847,641	10,847,641	1.0848	1.0848
第2特定期間末 (平成24年2月6日)	11,044,238	11,054,238	1.1044	1.1054
第3特定期間末 (平成24年8月6日)	730,300,612	734,458,843	1.0538	1.0598
第4特定期間末 (平成25年2月6日)	1,202,429,027	1,211,659,621	1.0421	1.0501
第5特定期間末 (平成25年8月6日)	984,479,524	993,194,573	0.9037	0.9117
第6特定期間末 (平成26年2月6日)	517,134,785	522,047,334	0.8421	0.8501
第7特定期間末 (平成26年8月6日)	455,619,541	459,898,584	0.8518	0.8598
平成26年8月末日	456,724,446	—	0.8625	—
9月末日	434,008,135	—	0.8370	—
10月末日	424,717,152	—	0.8340	—
11月末日	416,560,302	—	0.8221	—
12月末日	399,320,332	—	0.8034	—
平成27年1月末日	403,443,622	—	0.8014	—
第8特定期間末 (平成27年2月6日)	400,340,133	404,367,503	0.7952	0.8032

2月末日	395,454,660	—	0.7969	—
3月末日	372,543,521	—	0.7876	—
4月末日	373,134,615	—	0.7915	—
5月末日	364,784,718	—	0.7738	—
6月末日	353,420,225	—	0.7497	—
7月末日	347,900,124	—	0.7427	—
第9特定期間末 (平成27年8月6日)	345,678,580	348,254,856	0.7380	0.7435
8月末日	338,474,974	—	0.7291	—

(注) 平成24年4月26日に受益権9口に対して10口の割合で再分割を行っております。

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0000
第2特定期間	0.0010
第3特定期間	0.0210
第4特定期間	0.0400
第5特定期間	0.0480
第6特定期間	0.0480
第7特定期間	0.0480
第8特定期間	0.0480
第9特定期間	0.0430

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	8.5
第2特定期間	1.9
第3特定期間	8.1
第4特定期間	2.7
第5特定期間	△8.7
第6特定期間	△1.5
第7特定期間	6.9
第8特定期間	△1.0
第9特定期間	△1.8

(注) 第3特定期間は分割による影響を調整した後の数値であります。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	0	0
第2特定期間	0	0
第3特定期間	693,038,629	11,110,000
第4特定期間	508,355,296	47,569,648
第5特定期間	26,131,807	90,574,866
第6特定期間	3,565,563	478,878,103
第7特定期間	192,908	79,381,195
第8特定期間	13,316,147	44,775,239
第9特定期間	0	35,007,364

(注1) 当初設定数量は10,000,000口です。

(注2) 平成24年4月26日に受益権9口に対して10口の割合で再分割を行っております。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネースtock・マザーファンド

(1) 投資状況（平成27年8月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		15,379,995,850	55.55
	内 日本	15,379,995,850	55.55
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		12,304,956,050	44.45
純資産総額		27,684,951,900	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成27年8月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	540 国庫短期証券	日本	国債証券	3,800,000,000	99.99 3,799,997,754	99.99 3,799,997,754	— 2015/09/24	13.73
2	536 国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	100.00 2,000,000,000	100.00 2,000,000,000	— 2015/09/07	7.22

3	548 国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	100.00 2,000,000,000	100.00 2,000,000,000	— 2015/11/02	7.22
4	538 国庫短期証券	日本	国債証券	2,000,000,000	99.99 1,999,999,617	99.99 1,999,999,617	— 2015/09/14	7.22
5	541 国庫短期証券	日本	国債証券	1,280,000,000	99.99 1,279,999,374	99.99 1,279,999,374	— 2015/09/28	4.62
6	542 国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	100.00 1,000,000,000	100.00 1,000,000,000	— 2015/10/05	3.61
7	551 国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	100.00 1,000,000,000	100.00 1,000,000,000	— 2015/11/16	3.61
8	487 国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	99.99 999,999,900	99.99 999,999,900	— 2015/10/20	3.61
9	544 国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	99.99 999,999,490	99.99 999,999,490	— 2015/10/13	3.61
10	547 国庫短期証券	日本	国債証券	300,000,000	99.99 299,999,715	99.99 299,999,715	— 2015/10/26	1.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	55.55%
合計	55.55%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

2015年8月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,291円
純資産総額	3.3億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.1%
3カ月間	-3.4%
6カ月間	-3.3%
1年間	-5.2%
3年間	-6.1%
5年間	-
設定来	12.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

※当ファンドは、2012年4月26日に9対10の受益権の分割(9口を10口に分割)を行なっています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 910円

設定来分配金合計額: 2,970円

決算期	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
	14年9月	14年10月	14年11月	14年12月	15年1月	15年2月	15年3月	15年4月	15年5月	15年6月	15年7月	15年8月
分配金	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	55円	55円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※設定来分配金合計額には、分割前の分配金が含まれています。分割前(第1～13期)の分配金合計額は30円です。

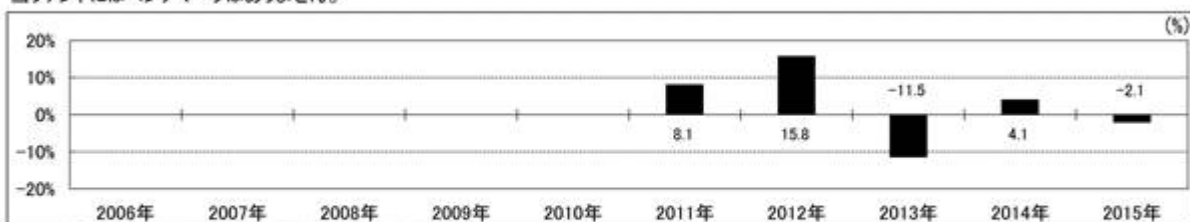
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)	ダイワ新興国債券ファンド(毎月分配型)日本円建 日本円・ヘッジクラス	97.9%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	0.0%
合計		97.9%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2011年は設定日(2月25日)から年末、2015年は8月31日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ、ダブリンの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ、およびロ、に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ、ダブリンの銀行、ロンドンの銀行またはニューヨークの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数

と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成23年2月25日から平成33年2月8日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月7日から翌月6日までとします。ただし、第1計算期間は、平成23年2月25日から平成23年4月6日までとし、最終計算期間は、平成33年1月7日から平成33年2月8日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
4. 前3. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3. から前5. までの規定は、前2. の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3. から前5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資

信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を毎年2月および8月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成27年2月7日から平成27年8月6日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

新興国ソブリン・ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成27年2月6日現在	当 期 平成27年8月6日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,471,580	4,193,535
投資信託受益証券	397,272,835	344,389,321
親投資信託受益証券	1,002	1,002
流動資産合計	404,745,417	348,583,858
資産合計	404,745,417	348,583,858
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,027,370	2,576,276
未払受託者報酬	11,033	9,621
未払委託者報酬	349,753	304,729
その他未払費用	17,128	14,652
流動負債合計	4,405,284	2,905,278
負債合計	4,405,284	2,905,278
純資産の部		
元本等		
元本	※1 453,079,165	※1 421,572,538
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 52,739,032	※2 △ 75,893,958
元本等合計	400,340,133	345,678,580
純資産合計	400,340,133	345,678,580
負債純資産合計	404,745,417	348,583,858

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	自 至	前 期 平成26年8月7日 平成27年2月6日	自 至	当 期 平成27年2月7日 平成27年8月6日
営業収益				
受取配当金		8,822,772		8,328,945
受取利息		1,258		1,446
有価証券売買等損益		△ 10,891,480		△ 13,212,459
営業収益合計		△ 2,067,450		△ 4,882,068
営業費用				
受託者報酬		68,831		58,950
委託者報酬		2,181,190		1,868,150
その他費用		17,128		14,652
営業費用合計		2,267,149		1,941,752
営業損失（△）		△ 4,334,599		△ 6,823,820
経常損失（△）		△ 4,334,599		△ 6,823,820
当期純損失（△）		△ 4,334,599		△ 6,823,820
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△ 219,734		△ 93,842
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△ 25,772,806		△ 52,739,032
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,918,698		3,908,421
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,918,698		3,908,421
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,307,679		—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,307,679		—
分配金		※1 24,462,380		※1 20,333,369
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△ 52,739,032		△ 75,893,958

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期
	自 平成27年2月7日 至 平成27年8月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成27年2月6日現在	平成27年8月6日現在
1. ※1 期首元本額	481,392,347円	453,079,165円
期中追加設定元本額	11,984,531円	－円
期中一部解約元本額	40,297,713円	31,506,627円
2. 特定期間末日における受益権の総数	503,421,299口	468,413,935口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は52,739,032円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は75,893,958円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成26年8月7日 至 平成27年2月6日	当 期 自 平成27年2月7日 至 平成27年8月6日
※1 分配金の計算過程	（自平成26年8月7日 至平成26年9月8日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,304,862円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（53,130,246円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は54,435,108円（1万口当たり1,027.99円）であり、うち4,236,224円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自平成26年9月9日 至平成26年10月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,422,161円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（48,274,096円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は49,696,257円（1万口当たり975.92円）であり、うち4,073,796円（1万口当たり80円）を分配金額としております。	（自平成27年2月7日 至平成27年3月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,391,360円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（31,954,401円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は34,345,761円（1万口当たり715.99円）であり、うち3,837,584円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自平成27年3月7日 至平成27年4月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,020,598円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（30,083,058円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は31,103,656円（1万口当たり657.56円）であり、うち3,784,111円（1万口当たり80円）を分配金額としております。

（自平成26年10月7日 至平成26年11月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,226,087円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,622,461円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は46,848,548円（1万口当たり920.00円）であり、うち4,073,796円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自平成26年11月7日 至平成26年12月8日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（998,422円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（41,752,512円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は42,750,934円（1万口当たり860.09円）であり、うち3,976,436円（1万口当たり80円）を分配金額としております。	（自平成27年4月7日 至平成27年5月7日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（805,033円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（27,227,133円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は28,032,166円（1万口当たり594.64円）であり、うち3,771,311円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自平成27年5月8日 至平成27年6月8日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（747,620円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（24,260,855円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は25,008,475円（1万口当たり530.50円）であり、うち3,771,311円（1万口当たり80円）を分配金額としております。
---	---

	（自平成26年12月9日 至平成27年1月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,035,244円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（39,761,255円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は40,796,499円（1万口当たり800.96円）であり、うち4,074,758円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自平成27年1月7日 至平成27年2月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,267,338円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（36,294,661円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は37,561,999円（1万口当たり746.13円）であり、うち4,027,370円（1万口当たり80円）を分配金額としております。	（自平成27年6月9日 至平成27年7月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（787,598円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（21,237,164円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は22,024,762円（1万口当たり467.21円）であり、うち2,592,776円（1万口当たり55円）を分配金額としております。 （自平成27年7月7日 至平成27年8月6日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（744,720円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（19,308,324円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は20,053,044円（1万口当たり428.11円）であり、うち2,576,276円（1万口当たり55円）を分配金額としております。
--	--	---

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成27年2月7日 至 平成27年8月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成27年8月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	前 期 平成27年2月6日現在	当 期 平成27年8月6日現在
--	--------------------	--------------------

種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3,665,122	△1,767,373
親投資信託受益証券	0	0
合計	3,665,122	△1,767,373

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成27年2月6日現在	当 期 平成27年8月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成27年2月7日 至 平成27年8月6日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成27年2月6日現在	当 期 平成27年8月6日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7952円 (7,952円)	0.7380円 (7,380円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1） 株式

該当事項はありません。

（2） 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	DAIWA EM MKT BND FUND JPY	4,114,125.377	344,389,321	
投資信託受益証券 合計			344,389,321	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	999	1,002	
親投資信託受益証券 合計			1,002	

合計		344,390,323	
----	--	-------------	--

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・ファンド・シリーズダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 日本円・ヘッジクラス」受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・ファンド・シリーズダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）日本円建 日本円・ヘッジクラス」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

**ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日時点の財務諸表
貸借対照表**

2014年11月30日

2013年11月30日

資産	注記	現在 米ドル	現在 米ドル
現預金等	4	1,921,233	4,823,402
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	7, 8	84,435,409	107,468,640
未収利息		1,273,244	1,918,841
ブローカーに対する債権	2.3	826,258	3,833,750
資本受益証券未収金		-	15,895
前払金および受取債権		65,685	106,197
資産合計		88,521,829	118,166,725
負債			
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	7, 8	(154,810)	(1,986,074)
資本受益証券未払金		(382,730)	(39,046)
未払費用		(152,905)	(264,174)
負債合計（買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産を除く）		(690,445)	(2,289,294)
買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産		87,831,384	115,877,431
日本円建（日本円・ヘッジクラス）受益証券			
日本円建（日本円・ヘッジクラス）受益証券	5	4,726,861	7,519,285
日本円建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）受益証券			
日本円建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）受益証券	5	3,015,532	1,509,654
日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券			
日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券	5	656,712	748,431
米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券			
米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券	5	173,352	204,406
米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）受益証券			
米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）受益証券	5	1,187,008	1,473,277
日本円建（日本円・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産			
日本円建（日本円・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産	5	88円	86円
日本円建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産			
日本円建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産	5	69円	68円
日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産			
日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産	5	89円	86円
米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産			
米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産	5	71.80米ドル	74.70米ドル
米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産			
米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）買戻可能参加型受益証券の1受益証券当たり純資産	5	58.68米ドル	62.89米ドル

添付の注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ヴィンセント・ターナー—ジェネラル・マネージャー

ダイワ・ファンド・シリーズ—ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）の受託会社

BNYファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドを代表して

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
損益計算書

		2014年11月30日 で終了する 会計年度 米ドル	2013年11月30日 で終了する 会計年度 米ドル
収入	注記		
債券の利子収入	2.4	6,287,785	9,792,010
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の			
純利益（純損失）	2.7,9	638,404	(35,334,041)
収入（損失）合計		6,926,189	(25,542,031)
営業費用			
受託および管理事務代行報酬	3	(104,754)	(161,919)
管理報酬	3	(20,949)	(32,382)
投資運用報酬	3	(419,019)	(647,683)
副管理事務代行報酬	3	(46,677)	(52,248)
保管報酬	3	(26,029)	(53,675)
管理サービス提供会社報酬	3	(195,700)	(299,987)
販売会社報酬	3	(489,245)	(749,959)
代行協会員報酬	3	(97,848)	(149,991)
監査報酬		(21,139)	(23,933)
法律顧問料		(26,035)	(99,493)
その他の費用		(24,423)	(52,607)
営業費用合計		(1,471,818)	(2,323,877)
純利益（純損失）		5,454,371	(27,865,908)
金融費用			
既払分配金	13	(11,175,096)	(13,739,299)
		(11,175,096)	(13,739,299)

買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する

純資産の事業による減少額

(5,720,725)

(41,605,207)

添付の注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。

損益は継続事業によるもののものとします。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書

	2014年11月30日 で終了する 会計年度 米ドル	2013年11月30日 で終了する 会計年度 米ドル
注記		
期首における買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産	115,877,431	210,970,691
買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産の 事業による減少額	(5,720,725)	(41,605,207)
受益証券の発行および買戻し		
買戻可能参加型受益証券の発行による収入額	5,753,140	11,530,411
買戻可能参加型受益証券の買戻による支出額	(28,065,388)	(65,003,107)
平準化 2.11	(13,074)	(15,357)
受益証券の発行および買戻しによる純資産の純減額	(22,325,322)	(53,488,053)
期末における買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産	87,831,384	115,877,431

添付の注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記

1. 組織

ダイワ・ファンド・シリーズ（以下、「本信託」という）は、ケイマン諸島法に基づき2008年10月20日付けの信託宣言（「信託証書」）により設定された、オープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストです。2009年12月18日

設立のダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）（以下、「本シリーズ・トラスト」という）は、上述の信託証書に準拠して設定された本信託の1シリーズであり、本信託のサブ・トラストと位置づけられます。本信託はケイマン諸島の（改訂）ミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドとして登録されており、同法に準拠します。

本信託はアンブレラ・ユニット・トラストとして設定されています。本シリーズ・トラストは個別のポートフォリオあるいは個別のシリーズ・トラストにより形成され、本シリーズ・トラストに帰属する資産および負債にのみ帰属し、本シリーズ・トラストにのみ帰属する受益証券が発行されます。本シリーズ・トラストの詳細は、目論見書の添付書類にて記載されています。

信託証書はケイマン諸島法の規制下にあります。すべての受益証券保有者は、信託証書および補足信託証書に規定される条項により、その権利を保証されています。(a)シリーズ・トラストに関する目論見書およびその添付書類の条項と、(b)シリーズ・トラストに関する信託証書および補足信託証書の条項に齟齬がみられる場合には、後者の条項が優先します。

本シリーズ・トラストは米ドルで表示されます。各クラス受益証券の表示通貨（該当する受益証券クラスごとの基準通貨）は次のとおりです：日本円建（日本円・ヘッジクラス）受益証券は日本円で表示。日本円建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）受益証券は日本円で表示。日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券は日本円で表示。米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）受益証券は米ドルで表示。米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券は米ドルで表示。

本シリーズ・トラストは、信託財産の着実な成長と安定的な収益の確保をめざすことをその投資目的とします。

一般に、投資対象の発行体には新興国の政府、政府機関、州、地方自治体が含まれます（これらをまとめて「新興国債券」と呼びます）。投資運用会社は主に米ドル建の債券に投資しますが、米ドル建以外の新興国債券、米国政府、政府機関および地方自治体が保証する米ドル建以外の債券または国際機関が発行する米ドル建以外の債券に投資することもあります。加えて、新興国債券への投資と同様の効果を持つデリバティブ取引を活用する場合があります。本シリーズ・トラストは、為替ヘッジのあるクラスの受益証券の売買目的のために外国為替先渡契約を行います。

本シリーズ・トラストは、短期債券および金融市場商品（コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金を含む）に加えて、外国為替予約取引、為替あるいは金利スワップ、現先および逆現先、その他の有価証券、定期預金を含む（ただし、これに限定されない）金融商品に投資します。

管理会社はダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ（ケイマン）リミテッドです。信託証書に基づき、各シリーズ・トラストの資産による投資および再投資の運用管理、各シリーズ・トラストの資産による資金借入の権限行使、各シリーズ・トラスト受益証券の発行および買戻に責任を負います。

投資運用会社はダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドです。本シリーズ・トラストの資産投資および再投資の運用管理に責任を負います。

受託会社はBNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドです。管理事務代行業務および現地規制の遵守などのオペレーション業務に責任を負い、また本シリーズ・トラストが定款等を確実に遵守するよう監視しま

す。同受託会社は、副管理事務代行会社であるBNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドに対して本信託の管理事務代行業務を委託しています。

BNYメロン・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドは、受託会社との業務委託契約により、本シリーズ・トラストの副管理事務代行会社として日々の管理事務代行業務を行います。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記（続き）

2. 重要な会計方針

2.1 作成基準

財務諸表の作成に際して、財務諸表および添付の注記で報告される価額に影響を及ぼす可能性のある一定の見積もりおよび想定を行うことが経営陣に要求されます。実績はこれらの見積もりとは異なる可能性があります。財務諸表はアイルランドの財務報告基準に準拠して作成されています。真実かつ公正な概観の財務諸表を作成するために、アイルランド財務報告基準がアイルランド勅許会計士協会により公表され、財務報告評議会から刊行されています。この財務諸表は、損益を通じた公正価値に分類される金融商品（公正価値で測定されてきた）を除いては、取得原価主義に基づき作成されています。

本シリーズ・トラストは、改訂財務報告基準（「FRS」）1のもとでオープン・エンド型投資ファンドが利用できる免除規定を適用し、キャッシュ・フロー計算書を作成していません。

FRS No. 3「財務業績の報告」により、総認識利得損失計算書および受益証券保有者の発行および買戻推移表に含まれるべき情報は、「買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書」の10ページにある管理会社の意見に含まれています。

2.2 損益を通じて公正価値で測定する金融商品

損益を通じた公正価値に分類される金融商品はすべて、損益計算書で認識される公正価値の変動とともに公正価値で測定されます。

投資に関する売買は取引日に認識されます。取引日とは、本シリーズ・トラストが資産の購入または売却を行う日を指します。

本シリーズ・トラストは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が期限切れとなるか、あるいは金融資産を譲渡し、かつその譲渡がFRS 25に準拠して認識中止とするに適格である場合に、当該金融資産の認識を中止します。金融負債に関しては、契約に定められた支払義務が果たされた、取り消された、あるいは無効となった場合に認識を中止します。

2.3 ブローカーに対する債権および債務

ブローカーに対する債権および債務の金額は、約定済みであるが年度末までに受渡しが未了の、売却した証券に関する未収金および購入した証券に関する未払い金の金額を表します。

2.4収入

銀行預金の利子収入は実効金利ベースで計上されます。債券の利子収入は実効金利ベースで計上されます。

2.5費用

信託証書の条文に基づいて、本シリーズ・トラストの書類に記されていない限り、費用は発生基準で収入に対して請求されます。

2.6資産評価

市場価格のある有価証券の場合

流動性のある市場で取引される投資の公正価値は、貸借対照表日の市場価格を基準とします。ファンドが保有する金融資産に適用される市場価格は買い呼び値の終値です。

市場価格はあるが、何らかの理由でその市場価格が入手できない可能性がある投資の場合、管理会社が任命し受託会社がこれを承認した者など、適格な人物が慎重かつ誠実に見積もった、実現可能性の高い価格が採用されます。

ダイワ・ファンド・シリーズ

ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）

2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表

注記（続き）

2. 重要な会計方針（続き）

2.6資産評価（続き）

市場価格のない有価証券の場合

市場価格のない有価証券の価格については、独立したパーティーが提供する情報に基づき、管理会社が任命し受託会社がこれを承認した者など、適格な人物が慎重かつ誠実に見積もりを行わなければなりません。取引所では売買されない金融商品のため、公認証券取引所での市場価格が利用できず、ブローカーやディーラーからも入手できない場合には、当該金融商品の公正価値は評価技法を使用して見積もられます。評価技法には、最新の公正妥当な市場取引を利用する方法、本質的に同種とされる他の金融商品の現在公正価値を参照する方法、割引キャッシュ・フロー法、オプション価格決定モデルの他に、実際の市場取引において活用されている信頼できる見積価格を提供する技法もあります。

2.7実現および未実現損益

当期に生じたすべての実現および未実現損益は、当期事業年度において買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産が減少した場合、損益計算書に含まれます。信託証書に準拠して、信託財産から生じた実現および未実現純利益を分配に充当することはできません。

2.8買戻可能参加型受益証券

本シリーズ・トラストは保有者の選択により買い戻す買戻可能な受益証券を発行します。この受益証券は負債に分類されます。

2.9買戻可能参加型受益証券の保有者への分配

受託会社は管理会社の判断により決定された額（もしあれば）を分配する裁量権を保持しています。その際の支払は、まず収入から支払われ、その後、元本から支払われます。

2.10機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストが影響を受ける通貨は米ドルであり、これは本シリーズ・トラストの信託財産の大部分が米ドル建であることによります。表示通貨は米ドルです。

2.11平準化

本シリーズ・トラストでは平準化会計が維持されます。従って、すべてのクラス受益証券に分配される金額は、同じ種類の受益証券の場合、発行日の如何に関わらずすべて同じとなります。平準化会計は既存の受益証券保有者の利益の希薄化を防ぐために適用されます。発行日までに発生した利益（もしあれば）を反映する受益証券の発行価格の該当部分に相当する合計額は、平準化による支払額と見なされ、受益証券が発行されたのと同じ会計年度に受益証券保有者が権限を有する本シリーズ・トラストの最初の分配もしくは積立と併せて受益証券保有者に払い戻すものとして扱われます。平準化はシリーズ・トラストによる受益証券の当初発行に関しては運用されません。

3. 関連会社との重要な契約および取引

管理会社

本信託の管理会社はダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ（ケイマン）リミテッドです。管理会社はシリーズ・トラストの純資産価値の年率0.02%を報酬として受け取ります。

当期、本シリーズ・トラストに発生した管理報酬は2万949米ドル（2013年：3万2,382米ドル）であり、このうち1,448米ドル（2013年：2,030米ドル）が期末の時点で未払いです。

受託および管理事務代行会社

本シリーズ・トラストの受託および管理事務代行会社として、BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドが任命されています。同社は、年間8万米ドルをミニマムとして、本シリーズ・トラストの資産から純資産の年率0.10%を受託および管理事務代行報酬として受け取ります。決算日から6ヵ月間に最低報酬要件が適用されないとき、受託および管理事務代行報酬は各評価日に計算され、毎月後払いで支払われます。

当期に本シリーズ・トラストに発生した受託および管理事務代行報酬は10万4,754米ドル（2013年：16万1,919米ドル）であり、このうち1万5,270米ドル（2013年：2万1,074米ドル）は期末の時点で未払いです。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表

注記（続き）

3. 関連会社との重要な契約および取引（続き）

投資運用会社

管理会社は本シリーズ・トラストの資産の投資および再投資に関する運用権限をダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに委託しています。投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産から純資産の年率0.40%を報酬として受け取ります。これは各評価日の時点で計算され、毎月後払いで支払われます。

当期に本シリーズ・トラストに発生した投資運用報酬は41万9,019米ドル（2013年：64万7,683米ドル）であり、このうち2万7,603米ドル（2013年：3万9,623米ドル）は期末の時点で未払いです。

投資顧問会社

日本における本シリーズ・トラストの投資顧問会社は大和証券投資信託委託株式会社であり、本シリーズ・トラストに対する投資アドバイスの提供を一任されています。投資顧問報酬は投資運用会社により支払われ、本シリーズ・トラストの資産からは支払われません。

保管会社

本シリーズ・トラストの保管会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンです。保管会社は本シリーズ・トラストの資産から、年間1万2,000米ドル（最低報酬）以上の、ユーロ市場で保有されている資産の評価額の年率0.02%、米国市場で保有されている資産の評価額の年率0.0125%の各報酬を受け取ります。これは各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当期に本シリーズ・トラストに発生した保管報酬は2万6,029米ドル（2013年：5万3,675米ドル）であり、このうち6,104米ドル（2013年：1万8,609米ドル）は期末の時点で未払いです。

管理サービス提供会社

管理会社は大和証券投資信託委託株式会社を管理サービス提供会社に任命しました。管理サービス提供会社は日本の公募受益証券に帰属する資産から当該各クラス受益証券の純資産の年率0.2%の報酬を受け取ります。これは各評価日の時点で発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当期に本シリーズ・トラストに生じた管理サービス提供会社報酬は19万5,700米ドル（2013年：29万9,987米ドル）であり、このうち1万3,824米ドル（2013年：1万8,992米ドル）は期末の時点で未払いです。

副管理事務代行会社

本信託は本シリーズ・トラストの副管理事務代行会社にBNYメロン・ファンド・サービスイズ（アイルランド）リミテッドを任命しています。副管理事務代行会社は業務委託契約に従って、本シリーズ・トラストの日々の管理事務代行業務を行います。副管理事務代行会社は本シリーズ・トラストの資産から、1受益証券クラス当たり年間8,400米ドルを報酬として受け取ります。これは各評価日の時点で計算され、毎月後払いで支払われます。加えて、副管理事務代行会社は受益証券発行および買戻ごとに取引手数料を本シリーズ・トラストの資産から受け取ります。

当期に本シリーズ・トラストに生じた副管理事務代行報酬は4万6,677米ドル（2013年：5万2,248米ドル）であり、このうち8,005米ドル（2013年：1万1,008米ドル）は期末の時点で未払いです。

販売会社

販売会社は本シリーズ・トラストの資産から本シリーズ・トラストの米ドル建（ブラジル・レアル・ヘッジクラス）受益証券および米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券の純資産の年率0.5%の報酬を受け取ります。これは各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当期に本シリーズ・トラストに生じた販売会社報酬は48万9,245米ドル（2013年：74万9,959米ドル）であり、このうち3万4,615米ドル（2013年：4万7,540米ドル）は期末の時点で未払いです。

代行協会員

代行協会員は本シリーズ・トラストの資産から本シリーズ・トラストの米ドル建（ブラジル・レアル・ヘッジクラス）受益証券および米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券の純資産の年率0.1%の報酬を受け取ります。これは各評価日の時点で計算され、毎月後払いで支払われます。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記（続き）

3. 関連会社との重要な契約および取引（続き）

代行協会員（続き）

当期に本シリーズ・トラストに生じた代行協会員報酬は9万7,848米ドル（2013年：14万9,991米ドル）であり、このうち6,918米ドル（2013年：9,504米ドル）は期末の時点で未払いです。

4. 現預金等

期末時点の現金残高は以下の通りです。

	2014年11月30日現在 米ドル	2013年11月30日現在 米ドル
銀行預金残高	1,921,233	4,823,402
	<u>1,921,233</u>	<u>4,823,402</u>

5. 発行済み受益証券数および1受益証券当たりの純資産

	日本円建（日本 円・ヘッジクラ ス）	日本円建（ブラジ ル・レアル・ヘッ ジクラス）	日本円建（豪ド ル・ヘッジクラ ス）	米ドル建（豪ド ル・ヘッジクラ ス）	米ドル建（ブラジ ル・レアル・ヘッ ジクラス）
2013年11月30日現在の					
発行済受益証券口数	7,519,285	1,509,654	748,431	204,406	1,473,277
当期発行受益証券口数	296,269	3,343,151	202,977	6,675	39,779
当期買戻受益証券口数	(3,088,693)	(1,837,273)	(294,696)	(37,729)	(326,048)
2014年11月30日現在の					
発行済受益証券口数	4,726,861	3,015,532	656,712	173,352	1,187,008

	日本円建（日本 円・ヘッジクラ ス） （日本円表示）	日本円建（ブラジ ル・レアル・ヘッ ジクラス） （日本円表示）	日本円建（豪ド ル・ヘッジクラ ス） （日本円表示）	米ドル建（豪ド ル・ヘッジクラ ス） （米ドル表示）	米ドル建（ブラジ ル・レアル・ヘッ ジクラス） （米ドル表示）
2014年11月30日現在の					
1口当たり純資産	88	69	89	71.80	58.68

2013年11月30日

	日本円建（日本 円・ヘッジクラ ス）	日本円建（ブラジ ル・レアル・ヘッ ジクラス）	日本円建（豪ド ル・ヘッジクラ ス）	米ドル建（豪ド ル・ヘッジクラ ス）	米ドル建（ブラジ ル・レアル・ヘッ ジクラス）
2012年11月30日現在の発行済					
受益証券口数	11,209,690	138,476	138,755	268,275	2,040,402
当期発行受益証券口数	1,467,004	1,470,475	645,359	35,798	56,769
当期買戻受益証券口数	(5,157,409)	(99,297)	(35,683)	(99,667)	(623,894)
2013年11月30日現在の発行済					
受益証券口数	7,519,285	1,509,654	748,431	204,406	1,473,277

	日本円建（日本 円・ヘッジクラ ス） （日本円表示）	日本円建（ブラジ ル・レアル・ヘッ ジクラス） （日本円表示）	日本円建（豪ド ル・ヘッジクラ ス） （日本円表示）	米ドル建（豪ド ル・ヘッジクラ ス） （米ドル表示）	米ドル建（ブラジ ル・レアル・ヘッ ジクラス） （米ドル表示）
2013年11月30日現在の1口当					
たり純資産	86	68	86	74.70	62.89

ダイワ・ファンド・シリーズ

ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）

2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表

注記（続き）

5. 発行済み受益証券数および1受益証券当たりの純資産（続き）

議決権

信託証書の条項により要求されるか、発行済受益証券保有口数合計がシリーズ・トラスト全体の純資産の3分の1以上を占めるような受益者に書面により要求される（提案が受益者の決議案である場合）か、あるいは、各シリーズ・トラストの受益証券口数の3分の1以上の受益者に書面により要求される（提案が1シリーズ・トラストの決議案である場合）か、いずれかの場合、受託会社はシリーズ・トラスト全体の受益者集会または各シリーズ・トラストの受益者集会を招集し、それぞれに応じて場所および日時を設定し、集会通知を発送します。各受益者集会に関して開催場所、日時、当該集会の議案を記した書面通知が、各シリーズ・トラスト全体の受益者集会である場合には全受益者に対して、各シリーズ・トラストの受益者集会である場合には各シリーズ・トラストの受益者に対して、受託会社によって開催日の15日前に行われます。当該受益者集会開催日の少なくとも21日前に保有している受益者に書面通知が行われます。手違いによる通知漏れや、保有者による不受理等があっても、受益者は集会の開催を中止できません。受託会社または管理会社の役員その他の有権限者は、いずれの集会にも参加権と発言権を有しています。定足数は、受益証券保有者が1名のみの場合にはその1名となり、それ以外では2名となります。いずれの集会においても、集会で投票にかけられる決議案は書面による投票で決定されます。発行済受益証券保有口数合計がシリーズ・トラスト全体の純資産の少なくとも50%以上を占めるような受益者に承認される（提案が受益者の決議案である場合）か、あるいは、各シリーズ・トラストの発行済受益証券口数の少なくとも半数以上を保有する受益者により承認される（提案が1シリーズ・トラストの決議案である場合）ならば、投票結果はその集会の議決とみなされます。受益者の決議案に係る純資産は、集会開催日の直前の評価日の純資産が使用されます。投票は本人か代理人によって行われます。

受益証券の発行および買戻の受付停止等

受託会社は、下記の期間中、本シリーズ・トラストの発行および買戻の受付を停止する権限、または買戻を行った受益者への買戻金額の一部または全額の支払日を延期する権限を有します：

- a) 当該シリーズ・トラストの投資対象の相当部分が上場、値付け、売買、取引されている株式、コモディティ、先物のいずれかの証券取引所や店頭市場が休業（週末および祭日等の通常の休業以外で）しているか、それら取引所のいずれかで売買が制限あるいは停止されている場合、もしくは
- b) 管理会社の見解において、当該シリーズ・トラスト信託財産の売却が合理的に実行可能ではない状況、あるいはそのような投資の売却が当該シリーズ・トラストの受益者にとって重大な不利益となる状況が存在する場合、もしくは
- c) 当該シリーズ・トラストの投資の価値あるいは純資産の保全のために通常使用される手段のいずれかに障害が生じるか、または管理会社の見解において、当該シリーズ・トラストの投資、その他の資産、純資産のいずれかの評価がその他の理由で合理的あるいは公正に確認できないと考えられる場合、もしくは
- d) 当該シリーズ・トラストの投資の買戻やキャッシュ化が、あるいはそのような買戻やキャッシュ化に係る資金取引が、管理会社の見地において、通常の価額や為替レートでは成立が難しいと考えられる場合、もしくは
- e) 悪疫、戦争、テロ、暴動、革命、内乱、反乱、ストライキ、自然災害のために、当該シリーズ・トラストの運営に関して受託会社あるいは管理会社の事業運営が実質的に中断または終了となった場合。

そのような停止が生じた場合には、当該シリーズ・トラストの全受益者に30日以内に書面で通知され、また、停止期間が終了すれば直ちに通知されます。

6. ソフト・コミッション

2014年11月30日で終了する会計年度及び2013年11月30日で終了する会計年度において、本シリーズ・トラストの管理会社と管理事務代行会社が関与するソフト・コミッション契約はありませんでした。

ダイワ・ファンド・シリーズ ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型） 2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表 注記（続き）

7. 金融商品とその関連リスク

市場リスク（為替リスク、金利リスク、市場価格リスクを含む）、信用やカウンターパーティーリスク、流動性リスクなど、本シリーズ・トラストには下記の通りさまざまな金融リスクがあります。

本シリーズ・トラストの管理会社はダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ（ケイマン）リミテッドです。管理会社は信託証書に基づき、各シリーズ・トラストの資産に関する投資および再投資の運用、各シリーズ・トラストに関する資金調達の権限行使、各シリーズ・トラスト受益証券の発行および買戻に責任を負います。

(a) 市場リスク

市場リスクとは、金融商品の将来キャッシュ・フローの公正価値が市場価格の変動により増減するリスクです。市場リスクには、金利リスク、為替リスク、その他の価格リスクの3種類があります。

本シリーズ・トラストは金融商品を売買し、債券および債券市場における短期的変動を利用するため、上場および店頭派生商品に投資することもあります。そのため本シリーズ・トラストは、外国為替先渡契約、オプションおよび金融先物を売買することがありますが、これは定められた投資制限内で行われます。

2014年11月30日で終了する会計年度に、本シリーズ・トラストは外国為替先渡契約を実施しました。この詳細については18、19ページを参照ください。

有価証券への投資はすべて、元本を毀損するリスクを伴います。投資運用会社は、本シリーズ・トラストの投資目的に従って定められた規制の範囲内で慎重に有価証券およびその他の金融商品に投資することにより、このリスクを緩和します。金融商品から生じるリスクの上限は、金融商品の公正価値により決まります。

投資運用会社は市場リスクを日々モニターしています。

(i) 為替リスク

為替リスク感応度分析

FRS 29「金融商品：開示」において、為替リスクとは金融商品の公正価値が外国為替レートの変動により増減するリスクと定義されています。このリスクは、公正価値が測定する機能通貨とは異なる通貨建金融商品に生じます。投資運用会社は基準通貨以外のクラス受益証券の為替リスクをヘッジ、またはクラス受益証券の基準通貨以外の通貨の投機を行う目的で、外国為替先渡契約などの金融派生商品を活用します。これらの外国為替先渡契約で生じるいかなる損益もこれら特定の発行済受益証券に配分されます。期限1～3ヵ月の外国為替先渡契約によりすべての為替取引がカバーされています。

日本円建（日本円・ヘッジクラス）受益証券に関連して、投資運用会社は米ドル売り/日本円買いとなる為替ヘッジ取引を行うことによって為替リスクの低減を図ります。日本円建（ブラジル・レアル・ヘッジクラス）受益証券および日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券に対しては、当該ヘッジクラスの受益証券保有者の勘定で、米ドル売り/当該ヘッジ対象通貨買いとなる為替ヘッジ取引を行います。当該クラス受益証券の投資家は、当該クラス受益証券の基準通貨と本シリーズ・トラストの投資が行われる通貨である米ドルとの間の為替レート変動の影響を受ける可能性があります。米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）受益証券、米ドル建（ブラジル・レアル・ヘッジクラス）受益証券に対しては、当該ヘッジクラスの受益証券保有者の勘定で、米ドル売り/当該ヘッジ対象通貨買いとなる為替ヘッジ取引を行います。当該為替ヘッジ取引の結果、当該クラス受益証券の投資家は当該ヘッジ対象通貨と当該クラス受益証券の基準通貨である米ドルとの間の為替レート変動の影響を受けることになります。

ダイワ・ファンド・シリーズ

ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）

2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表

注記（続き）

7. 金融商品とその関連リスク（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(i) 為替リスク（続き）

為替リスク感応度分析（続き）

2014年11月30日現在および2013年11月30日現在で、本シリーズ・トラストが保有する外国為替先渡契約は次のとおりです。

2014年11月30日

外国為替先渡契約 - 未実現利益

					未実現利益
買付通貨	買付額	売付通貨	売付額	満期日	米ドル
日本円（ブラジル・レアル・ヘッジ）クラス					
ブラジル・レアル	4,580,383	米ドル	1,756,147	2014年12月30日	6,012
米ドル（豪ドル・ヘッジ）クラス					
米ドル	64,755	豪ドル	75,346	2014年12月30日	595

米ドル（ブラジル・レアル・**ヘッジ）クラス**

ブラジル・レアル	184,916,838	米ドル	70,898,259	2014年12月30日	242,860
米ドル	25,391	ブラジル・レアル	64,780	2014年12月30日	469

外国為替先渡契約の**未実現利益総額****249,936****外国為替先渡契約 -未実現損失**

					未実現損失
買付通貨	買付額	売付通貨	売付額	満期日	米ドル
日本円（豪ドル・ヘッジ）					
クラス					
豪ドル	587,585	米ドル	505,271	2014年12月30日	(4,917)
日本円（ブラジル・レアル・					
ヘッジ）クラス					
ブラジル・レアル	54,388	米ドル	21,318	2014年12月30日	(393)
日本円（日本円・ヘッジ）					
クラス					
日本円	410,187,086	米ドル	3,484,785	2014年12月30日	(26,446)
米ドル（豪ドル・ヘッジ）					
クラス					
豪ドル	14,833,161	米ドル	12,753,996	2014年12月30日	(123,010)
米ドル	18,200	豪ドル	21,375	2014年12月30日	(1)
米ドル（ブラジル・レアル・					
ヘッジ）クラス					
ブラジル・レアル	5,916	米ドル	2,319	2014年12月30日	(43)
外国為替先渡契約の					
未実現損失総額					(154,810)

上記外国為替先渡契約のカウンターパーティーはすべてバンク・オブ・ニューヨーク・メロンです。

ダイワ・ファンド・シリーズ**ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）**

2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表

注記（続き）**7. 金融商品とその関連リスク（続き）****(a) 市場リスク（続き）****(i) 為替リスク（続き）**

為替リスク感応度分析（続き）

2013年11月30日

外国為替先渡契約 - 未実現利益

					未実現利益
買付通貨	買付額	売付通貨	売付額	満期日	米ドル
日本円（日本円・ヘッジ）					
クラス					
米ドル	56,028	日本円	5,700,000	2013年12月30日	328
米ドル（ブラジル・レアル・ヘッジ）					
クラス					
米ドル	411,351	ブラジル・レアル	954,153	2013年12月30日	5,509
外国為替先渡契約の					
未実現利益総額					5,837

外国為替先渡契約 - 未実現損失

					未実現損失
買付通貨	買付額	売付通貨	売付額	満期日	米ドル
日本円（豪ドル・ヘッジ）					
クラス					
豪ドル	718,614	米ドル	657,345	2013年12月30日	(1,984)
日本円（ブラジル・レアル・ヘッジ）					
クラス					
ブラジル・レアル	2,428,070	米ドル	1,052,525	2013年12月30日	(19,756)
日本円（日本円・ヘッジ）					
クラス					
日本円	654,670,243	米ドル	6,464,283	2013年12月30日	(66,865)
米ドル（豪ドル・ヘッジ）					
クラス					
豪ドル	17,551,788	米ドル	16,055,322	2013年12月30日	(48,461)
米ドル（ブラジル・レアル・ヘッジ）					
クラス					
ブラジル・レアル	227,181,514	米ドル	98,479,134	2013年12月30日	(1,849,008)
外国為替先渡契約の					
未実現損失総額					(1,986,074)

上記外国為替先渡契約のカウンターパーティーはすべてバンク・オブ・ニューヨーク・メロンです。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記（続き）

7. 金融商品とその関連リスク（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(i) 為替リスク（続き）

為替リスク感応度分析(続き)

2014年11月30日時点で、米ドルが豪ドル、ブラジル・リアルおよび日本円に対して5%上昇した場合、買戻可能参加型受益証券の受益者に帰属する純資産は、以下に示すとおり減少（増大）することになります：

	通貨	通貨以外	通貨エクス ポージャー	感応度 変化	2014年
	米ドル	米ドル	米ドル	%	米ドル
豪ドル	13,048,654	-	13,048,654	5%	652,433
合計	13,048,654	-	13,048,654		652,433
	米ドル	米ドル	米ドル	%	米ドル
ブラジル・リアル	72,900,414	-	72,900,414	5%	3,645,021
合計	72,900,414	-	72,900,414		3,645,021
	米ドル	米ドル	米ドル	%	米ドル
日本円	3,456,122	-	3,456,122	5%	172,806
合計	3,456,122	-	3,456,122		172,806

上記の感応度分析は外国為替レートが合理的に変動するという仮定に基づいており、その他すべての変数は一定と仮定されています。実際に行われる売買の損益は上記感応度分析とは相違することがあり、相違が重大となる可能性があります。

2013年11月30日時点で、米ドルが豪ドル、ブラジル・リアルおよび日本円に対して5%上昇した場合、買戻可能参加型受益証券の受益者に帰属する純資産は、以下に示すとおり減少（増大）することになります：

	通貨	通貨以外	通貨エクス ポージャー	感応度 変化	2013年
	米ドル	米ドル	米ドル	%	米ドル
豪ドル	16,662,023	-	16,662,023	5%	833,101
合計	16,662,023	-	16,662,023		833,101
	米ドル	米ドル	米ドル	%	米ドル
ブラジル・リアル	97,256,733	-	97,256,733	5%	4,862,837
合計	97,256,733	-	97,256,733		4,862,837
	米ドル	米ドル	米ドル	%	米ドル
日本円	6,339,793	-	6,339,793	5%	316,990

合計	6,339,793	-	6,339,793	316,990
----	-----------	---	-----------	---------

上記の感応度分析は外国為替レートが合理的に変動するという仮定に基づいており、その他すべての変数は一定と仮定されています。実際に行われる売買の損益は上記感応度分析とは相違することがあり、相違が重大となる可能性があります。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記（続き）

7. 金融商品とその関連リスク（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(ii) 金利リスク

本シリーズ・トラストの金融資産の過半数は金利が付与される金融商品です。そのため、市場の実勢金利水準の変動により、信託財産の価値が増減するといった金利リスクにさらされています。本シリーズ・トラストは、ブルームバーグ経由の経済データをベースとして金利情勢を予測しており、日々モニターしています。加えて、投資銀行、中央銀行、その他の資産運用会社を含むさまざまな情報ソースから得られる情報や意見を参考にしています。テクニカル分析はリスク水準を引き下げるために活用され、トレジャリー、スワップ、為替等の市場金利水準に連動する金融商品を分析する際に有用となります。これらは現在の経済情勢の長期的展望の一部分を担っていると判断されます。

本シリーズ・トラスト信託財産が景気サイクルのどの段階にあるか、また現在の投資利回りが将来の金利情勢をどの程度、反映したものかどうかに応じて、金利リスクは管理されます。本シリーズ・トラストは、通常、特定の意見を適切に取り入れ、分散化されたポートフォリオを採用しております。これらにより、ポートフォリオの予期せぬ変動を最小限に抑えることができ、金利情勢をよりクリアにし、超過利益の機会があると判断される場合には、追加的なポジションを取ります。

金利エクスポージャーはポートフォリオ・デュレーションにより算出されます。日々デュレーションをベンチマークと比較し、調整を実施しています。

修正デュレーション

これは金利の変動率から生じる確定利付証券の価格感応度を示します。デュレーションは年数で記述されます。例えば、5年のデュレーションとは金利が1%上昇すればその債券の価格が5%下落し、金利が1%下がればその債券の価格が5%上昇することを意味します。デュレーションはその債券の支払いまでの期間を加重した指標です。満期とは異なり、債券の保有期間を通じて支払われる金利を考慮に入れています。基本的には、債券あるいは債券ポートフォリオから生じるキャッシュフローの加重平均と言えます。

投資家は債券のボラティリティを把握するためにデュレーションを利用します。一般的には、デュレーションが高い（支払いまでにより長期間待たなければならない）と、金利の上昇に従い価格はより大きく下落します。もちろん、リスクが増すとともに期待されるリターンも大きくなります。投資家が債券の保有期間に金利の下落を予想するなら

ば、長期デュレーションの債券は短期デュレーションの債券と比較してより価格が上昇するので、魅力的な投資対象となります。

限界

金利や価格感応度の指標としてデュレーションのもつ限界のひとつは、それが線形指標であるという点です。すなわちそれは、金利のある変動率に関して市場価格に同等の変動が生じるということを前提にしています。しかし、金利が変動するとき、債券価格が直線的に変化することはおそらくなく、むしろ幾分かカーブして、あるいは金利の凸関数的に変化するでしょう。

感応度分析

2014年11月30日

修正デュレーションが7.5の場合、金利の合理的な変化1%、ポートフォリオの市場価格の合計8,418万5,473米ドルに基づくと、本シリーズ・トラストの評価額は約631万3,910米ドル変動することになります。

ダイワ・ファンド・シリーズ ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型） 2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表 注記（続き）

7. 金融商品とその関連リスク（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(ii) 金利リスク（続き）

次の表は本シリーズ・トラストの金利リスクに対するエクスポージャをまとめたものです。表には本シリーズ・トラストの資産および特定取引負債が公正価値で表示されており、契約上の再値付け日あるいは満期日までの期間が短いものから順にまとめられています。

	2014年				
	1年以内	1年超-5年以内	5年超	ゼロクーポン債	11月30日現在の合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
現預金等	1,921,233	-	-	-	1,921,233
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	421,250	18,755,334	65,008,889	249,936	84,435,409
未収利息	-	-	-	1,273,244	1,273,244
ブローカーに対する債権	-	-	-	826,258	826,258
前払金および受取債権	-	-	-	65,685	65,685
資産合計	2,342,483	18,755,334	65,008,889	2,415,123	88,521,829
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-	-	(154,810)	(154,810)

資本受益証券未払金	-	-	-	(382,730)	(382,730)
未払費用	-	-	-	(152,905)	(152,905)
負債合計（買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産を除く）	-	-	-	(690,445)	(690,445)
金利感応度ギャップ	2,342,483	18,755,334	65,008,889	1,724,678	87,831,384

2013年11月30日

修正デュレーションが6.6の場合、金利の合理的な変化1%、ポートフォリオの市場価格の合計1億746万2,803米ドルに基づくと、本シリーズ・トラストの評価額は約709万2,545米ドル変動することになります。

次の表は本シリーズ・トラストの金利リスクに対するエクスポージャをまとめたものです。表には本シリーズ・トラストの資産および特定取引負債が公正価値で表示されており、契約上の再値付け日あるいは満期日までの期間が短いものから順にまとめられています。

	2013年				2013年
	1年以内	1年超-5年以内	5年超	ゼロ	11月30日
	米ドル	米ドル	米ドル	クーポン債 米ドル	現在の合計 米ドル
現預金等	4,823,402	-	-	-	4,823,402
損益を通じて公正価値で測定する					
金融資産	-	12,069,152	95,393,651	5,837	107,468,640
未収利息	-	-	-	1,918,841	1,918,841
ブローカーに対する債権	-	-	-	3,833,750	3,833,750
資本受益証券未収金	-	-	-	15,895	15,895
前払金および受取債権	-	-	-	106,197	106,197
資産合計	4,823,402	12,069,152	95,393,651	5,880,520	118,166,725
損益を通じて公正価値で測定する					
金融負債	-	-	-	(1,986,074)	(1,986,074)
資本受益証券未払金	-	-	-	(39,046)	(39,046)
未払費用	-	-	-	(264,174)	(264,174)
負債合計（買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産を除く）	-	-	-	(2,289,294)	(2,289,294)
金利感応度ギャップ	4,823,402	12,069,152	95,393,651	3,591,226	115,877,431

ダイワ・ファンド・シリーズ ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）

2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表

注記（続き）

7. 金融商品とその関連リスク（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(iii) 市場価格リスク

本シリーズ・トラストの債務証券は、当該金融商品の将来価格に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受けます。投資運用会社は市場価格リスクを日々モニターしております。

2014年11月30日現在および2013年11月30日現在の市場全体に対するエクスポージャは以下の通りです：

	公正価値が純資		公正価値が純資	
	公正価値	産に占める割合	公正価値	産に占める割合
	2014年 米ドル	2014年 (%)	2013年 米ドル	2013年 (%)
公正価値で表示された欧州債券	40,293,045	45.87	41,716,100	36.00
公正価値で表示されたインドネシア債券	6,497,840	7.41	4,700,000	4.06
公正価値で表示されたメキシコ債券	9,043,081	10.29	13,003,103	11.22
公正価値で表示されたパナマ債券	2,890,000	3.29	2,662,000	2.29
公正価値で表示されたフィリピン債券	9,241,604	10.53	9,787,386	8.44
公正価値で表示された南アフリカ債券	1,583,395	1.80	574,778	0.50
公正価値で表示された南米債券	14,636,508	16.66	35,019,436	30.22
合計	84,185,473	95.85	107,462,803	92.73

本シリーズ・トラストは投資の大部分を債券で保有しているため、市場リスク感応度分析は金利リスク感応度分析によってカバーされています。

次の表は投資ポートフォリオ内の重要なセクターの集中度合を要約したものです。

	2014年11月30日	2013年11月30日
セクター	シリーズ・トラストの債券ポート フォリオに占める割合 (%)	シリーズ・トラストの債券ポート フォリオに占める割合 (%)
政府	84.70%	96.22%
政府機関	15.30%	3.78%
合計	100.00%	100.00%

(b) 流動性リスク

本シリーズ・トラストに組み入れられている金融商品のすべてが、上場または、格付を有しているとは限らず、したがって流動性が低い場合があります。さらには、一部の投資では売却までに時間を要し、不利な価格での売却を余儀なくされる場合があります。また市況が悪化し、流動性の低下により組み入れられている金融商品を公正価値で売却

することが難しい事態に直面する可能性もあります。本シリーズ・トラストの買戻には、組み入れられている金融商品の売却を可能にするために3営業日前の申し出が必要です。しかしながら、市場が薄商いあるいは好ましくないと判断されるタイミングで受益者の買戻による換金化に対応するため、本シリーズ・トラストはバンク・オブ・ニューヨーク・メロンから純資産の10%を上限とした当座貸越契約を交わしています。

買戻申込はロンドン時間でT-3に、買付申込はT-4に、可能な限り毎日受理されます（アイルランド、英国、日本および関連通貨の銀行休業日を除く）。申込口数に上限はありません。買戻資金のために組み入れられている金融商品を売却することもあります。

本シリーズ・トラストの資産は、主として速やかに換金可能な有価証券で構成されています。投資運用会社は通常、随時発生する債務に対応するため、一定の現金ポジションを保持しています。

投資運用会社は流動性リスクを日々モニターしております。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記（続き）

7. 金融商品とその関連リスク（続き）

(b) 流動性リスク（続き）

次の表は2014年11月30日および2013年11月30日現在の本シリーズ・トラストの未払金を表示しています。

	1ヵ月未満
	米ドル
2014年11月30日現在	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	(154,810)
資本受益証券未払金	(382,730)
未払費用	(152,905)
買戻予定額	(87,831,384)
金融負債合計	(88,521,829)
	1ヵ月未満
	米ドル
2013年11月30日現在	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	(1,986,074)
資本受益証券未払金	(39,046)
未払費用	(264,174)
買戻予定額	(115,877,431)
金融負債合計	(118,166,725)

(c) 信用リスク

本シリーズ・トラストに組み入れられている金融商品の発行体が信用不良に陥り、その一部あるいは全額の損失を被らない保証はありません。また、本シリーズ・トラストは、金融商品取引や金融派生商品取引で証拠金や担保を提供しているカウンターパーティーの信用リスクにさらされ、カウンターパーティーの債務不履行というリスクを負うことがあります。

2014年11月30日で終了する会計年度に関して、報告日現在の信用リスクへのエクスポージャは次項の表の通りです。投資運用会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンへのデュー・デリジェンスを十分に実施しています。これは本シリーズ・トラスト設立前に実施され、投資運用会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンのダブリンおよびブリュッセルのオフィスを訪問し、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンのシステムやチーム構成等の詳細を記したデュー・デリジェンス報告書を作成しております。

加えて、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンのオフィスへの訪問を2年毎に行いデュー・デリジェンス手続きを実施しております。訪問が実施されない年には、デュー・デリジェンス質問表が送付されます。投資運用会社も、年に一度、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンから受託会社の統制に関する報告書を受け取ります。本報告書には受託会社のシステムや統制をカバーする独立した受託会社監査人の報告書が含まれ、投資運用会社は本報告書を検証し、修正作業が必要となる重大な問題が発生していないことを確認します。

2014年11月30日現在の外国為替先渡契約の未実現利益は249,936米ドル（2013年：5,837米ドル）であり、信用リスクにさらされています。

外国為替先渡契約の取引相手はバンク・オブ・ニューヨーク・メロン SA/NVですが、同行は高い信用格付けをもつ信頼できる取引相手です。

2014年11月30日現在および2013年11月30日現在で、現預金等はバンク・オブ・ニューヨーク・メロンのカストディアン口座に預託されています。

2014年11月30日現在および2013年11月30日現在で、国債は保管会社であるバンク・オブ・ニューヨーク・メロンに預託されています。

投資運用会社はカストディアン・リスクを最小限に抑えることができたと確信しています。

投資運用会社は信用リスクを日々モニターしております。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記（続き）

7. 金融商品とその関連リスク（続き）

(c) 信用リスク（続き）

2014年11月30日現在および2013年11月30日現在におけるムーディーズにより提供された債券の信用格付けの内訳は以下の通りです。

格付け区分別ポートフォリオ 格付け	純資産に占める割合 2014年11月30日現在	純資産に占める割合 2013年11月30日現在
	(%)	(%)
A3	13.19	-
Baa1	5.84	27.42
Baa2	20.75	14.90
Baa3	39.82	30.90
Ba1	6.03	7.42
Ba2	3.61	-
B2	-	9.20
B3	-	1.57
Caa1	4.39	1.32
Caa3	2.22	-
合計	95.85	92.73

8. 損益を通じて公正価値で測定する金融商品

投資の公正価値

改正FRS 29に基づく公正価値の3段階のレベルは、次のように説明されます：

レベル1－同一の非拘束資産あるいは負債に関して測定日の時点で得られる、活発な市場における未調整の相場価格

レベル2－当該資産あるいは負債に関して直接的（価格）であれ間接的（価格からの導出）であれ観察可能なインプットで、レベル1の相場価格以外のもの

レベル3－当該資産あるいは負債に関する、観察可能な市場データに基づかないインプット（観察不可能なインプット）

公正価値のレベルは、公正価値の測定を全体として分類するものです。この段階におけるレベルは、全体としての公正価値の測定に有効な最低レベルのインプットに基づいて決定されます。この目的から、インプットの有効性は全体としての公正価値の測定に対して評価されます。ある公正価値の測定が観察不可能なインプットに基づいた重要な修正を要求される観察可能なインプットを使用するならば、その測定はレベル3となります。全体としての公正価値の測定に対する特定のインプットの有効性評価では、当該資産あるいは負債の個別要因を考慮した上で判断することが要求されます。

2014年11月30日現在および2013年11月30日現在でレベル2で公正価値が認識された金融商品への投資は、次の表のとおりです：

	2014年11月30日	2013年11月30日
	現在	現在
	レベル2	レベル2
	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で表示		
金融資産		
政府系機関債	12,885,339	4,064,676
国債	71,300,134	103,398,127
外国為替先渡契約の未実現利益	249,936	5,837
金融資産合計	84,435,409	107,468,640

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記（続き）

8. 損益を通じて公正価値で測定する金融商品（続き）

	2014年11月30日	2013年11月30日
	現在	現在
	レベル2	レベル2
	米ドル	米ドル
金融負債		
外国為替先渡契約の未実現利益損失	(154,810)	(1,986,074)
金融負債合計	(154,810)	(1,986,074)

2014年11月30日および2013年11月30日で終了する会計年度中にレベル間の移動はありませんでした。レベル2に分類された有価証券の評価基準は注記2.6に開示されています。

9. 実現および未実現利益および損失純額

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に関する純利益と純損失は、2014年11月30日および2013年11月30日で終了する会計年度の損益計算書に示されており、以下のように分析することができます：

	2014年11月30日で 終了する会計年度	2013年11月30日で 終了する会計年度
	米ドル	米ドル
有価証券への投資に関する実現純損失額	(1,008,369)	(1,621,614)
為替および外国為替先渡契約に係る実現純損失額	(3,541,366)	(10,961,514)
投資の実現純損失額	(4,549,735)	(12,583,128)

有価証券への投資に関する未実現利益（損失）の純変動額	3,110,379	(25,911,264)
為替および外国為替先渡契約に係る未実現利益の純変動額	2,077,760	3,160,351
投資の未実現利益（損失）の純変動額	5,188,139	(22,750,913)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純利益（損失）		
	638,404	(35,334,041)

10. 関連当事者間の取引

関連当事者とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、または他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいいます。2014年11月30日現在および2013年11月30日現在における関連当事者は以下の通りです。

管理会社-ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ（ケイマン）リミテッド

投資運用会社-ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

投資顧問会社-大和証券投資信託委託株式会社

管理サービス提供会社-大和証券投資信託委託株式会社

販売会社-大和証券株式会社

代行協会員-大和証券株式会社

受益者-大和証券株式会社

上記関連当事者に対する報酬の詳細は、注記3を参照ください。

ダイワ・ファンド・シリーズ ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型） 2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表 注記（続き）

10. 関連当事者間の取引（続き）

2014年11月30日および2013年11月30日現在、関連当事者と見なされる本シリーズ・トラストの受益者が保有する保有口数は以下の通りです：

信託名	受益者名	2014年11月30日 現在の保有口数	2013年11月30日 現在の保有口数	比率（%）
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）	大和証券株式会社	173,352	204,406	100%

ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）	大和証券株式会社	1,187,008	1,473,277	100%
--	----------	-----------	-----------	------

11. 税務

ケイマン諸島の現行法では、本信託が支払う所得税、資産税、法人税、キャピタルゲイン税、ケイマン諸島のその他の税はありません。このため、財務諸表には納税引当金は計上されていません。本信託は、特定の利息、配当、キャピタルゲインに対して外国で税金を源泉徴収されることがあります。

12. 為替レート

外国為替取引は取引日の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算されます。かかる取引の決済ならびに外国通貨建ての金融資産および負債の期末日現在の為替レートによる換算によって生じる為替差損益は損益計算書で認識されます。

2014年11月30日現在で使用された為替レートは次のとおりです：

貸借対照表		損益計算書および買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書	
2014年11月30日現在		2014年11月30日で終了する会計年度の期中平均	
118.685000円	1米ドル	104.515774円	1米ドル
2.576050ブラジル・リアル	1米ドル	2.329463ブラジル・リアル	1米ドル
1.171646豪ドル	1米ドル	1.101287豪ドル	1米ドル

2013年11月30日現在で使用された為替レートは次のとおりです：

貸借対照表		損益計算書および買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書	
2013年11月30日現在		2013年11月30日で終了する会計年度の期中平均	
102.365000円	1米ドル	95.964273円	1米ドル
2.333250ブラジル・リアル	1米ドル	2.135761ブラジル・リアル	1米ドル
1.094271豪ドル	1米ドル	1.019326豪ドル	1米ドル

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記（続き）

13. 受益証券保有者への分配金

2014年11月30日

日本円建（日本円・ヘッジクラス）に関しては、2013年12月10日に261万8,810円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.36円になります。2014年1月10日には、210万4,413円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30円になります。2014年2月10日には、183万4,069円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.31円になります。2014年3月10日には、343万5,443円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.59円になります。2014年4月10日には、331万5,138円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.61円になります。2014年5月12日には、166万4,518円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.32円になります。2014年6月10日には、338万6,713円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.66円になります。2014年7月10日には、153万668円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30円になります。2014年8月11日には、146万8,501円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.29円になります。2014年9月10日には、182万2,035円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.37円になります。2014年10月10日には、137万7,947円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.29円になります。2014年11月10日には、141万3,191円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30円になります。

日本円建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）に関しては、2013年12月10日に123万496円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.84円になります。2014年1月10日には、110万4,577円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.76円になります。2014年2月10日には、142万9,926円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.79円になります。2014年3月10日には、288万2,646円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.43円になります。2014年4月10日には、599万6,749円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.02円になります。2014年5月12日には、289万5,014円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.89円になります。2014年6月10日には、244万8,829円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.89円になります。2014年7月10日には、242万3,642円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.87円になります。2014年8月11日には、236万9,278円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.84円になります。2014年9月10日には、524万5,089円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.98円になります。2014年10月10日には、240万8,409円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.81円になります。2014年11月10日には、235万4,457円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.79円になります。

日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）に関しては、2013年12月10日には、38万3,118円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.52円になります。2014年1月10日には、30万9,911円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.47円になります。2014年2月10日には、31万2,278円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.48円になります。2014年3月10日には、39万8,328円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.62円になります。2014年4月10日には、117万28円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.84円になります。2014年5月12日には、31万8,103円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.49円になります。2014年6月10日には、35万5,824円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.51円になります。2014年7月10日には、35万9,993円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.49円になります。2014年8月11日には、35万2,524円の分配金が支払われると宣せられまし

た。これは、1口当たり0.47円になります。2014年9月10日には、127万275円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.97円になります。2014年10月10日には、30万4,327円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.47円になります。2014年11月10日には、148万3,991円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.32円になります。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記（続き）

13. 受益証券保有者への分配金（続き）

2014年11月30日（続き）

米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）に関しては、2013年12月10日には、6万660米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年1月10日には、5万9,847米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年2月10日には、5万8,229米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年3月10日には、5万8,118米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年4月10日には、5万7,472米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年5月12日には、5万4,541米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年6月10日には、5万4,017米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年7月10日には、5万2,058米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年8月11日には、5万1,085米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年9月10日には、5万834米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年10月10日には、5万969米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。2014年11月10日には、5万2,387米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドルになります。

米ドル建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）に関しては、2013年12月10日には、88万1,974米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2014年1月10日には、87万6,054米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2014年2月10日には、87万811米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2014年3月10日には、85万2,250米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2014年4月10日には、78万3,335米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2014年5月12日には、88万1,510米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.70米ドルになります。2014年6月10日には、87万6,355米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.70米ドルになります。2014年7月10日には、86万9,874米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.70米ドルになります。2014年8月11日には、87万545米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.70米ドルになります。2014年9月10日には、72万1,328米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60

米ドルになります。2014年10月10日には、72万2,484米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2014年11月10日には、71万3,914米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。

2013年11月30日

日本円建（日本円・ヘッジクラス）に関しては、2012年12月10日に1,328万4,273円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.15円になります。2013年1月10日には、322万5,876円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.27円になります。2013年2月12日には、323万4,491円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.27円になります。2013年3月11日には、345万4,141円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.29円になります。2013年4月10日には、329万3,450円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.29円になります。2013年5月10日には、318万8,543円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.28円になります。2013年6月10日には、319万7,444円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.28円になります。2013年7月10日には、360万5,494円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.32円になります。2013年8月12日には、624万4,857円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.57円になります。2013年9月10日には、338万5,837円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.31円になります。2013年10月9日には、875万9,202円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.03円になります。2013年11月12日には、229万5,692円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30円になります。

ダイワ・ファンド・シリーズ

ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）

2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表 注記（続き）

13. 受益証券保有者への分配金（続き）

2013年11月30日（続き）

日本円建（ブラジル・リアル・ヘッジクラス）に関しては、2012年12月10日に12万8,783円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.93円になります。2013年1月10日には、34万4,274円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.47円になります。2013年2月12日には、37万3,359円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.61円になります。2013年3月11日には、7万6,360円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.52円になります。2013年4月10日には、7万9,725円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.54円になります。2013年5月10日には、8万6,561円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60円になります。2013年6月10日には、68万2,933円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.72円になります。2013年7月10日には、77万8,105円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.72円になります。2013年8月12日には、94万9,240円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.68円になります。2013年9月10日には、95万2,018円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.67円になります。2013年10月9日には、101万4,489円の分配金が支払われると宣せられまし

た。これは、1口当たり0.72円になります。2013年11月12日には、106万7,576円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.75円になります。

日本円建（豪ドル・ヘッジクラス）に関しては、2012年12月10日には、30万8,874円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.19円 になります。2013年1月10日には、22万9,079円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.62円 になります。2013年2月12日には、19万6,284円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり1.37円 になります。2013年3月11日には、7万8,132円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.54円 になります。2013年4月10日には、7万9,571円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.55円 になります。2013年5月10日には、8万2,697円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.58円 になります。2013年6月10日には、17万8,970円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.54円 になります。2013年7月10日には、17万3,336円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.52円 になります。2013年8月12日には、29万2,792円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.49円 になります。2013年9月10日には、26万5,965円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.45円 になります。2013年10月9日には、28万6,555円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.49円 になります。2013年11月12日には、34万2,419円の分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.46円 になります。

米ドル建（豪ドル・ヘッジクラス）に関しては、2012年12月10日には、63万7,273米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり2.30米ドル になります。2013年1月10日には、11万6,717米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.40米ドル になります。2013年2月12日には、11万4,169米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.40米ドル になります。2013年3月11日には、10万5,880米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.40米ドル になります。2013年4月10日には、10万5,604米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.40米ドル になります。2013年5月10日には、10万444米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.40米ドル になります。2013年6月10日には、6万5,979米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドル になります。2013年7月10日には、6万5,648米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドル になります。2013年8月12日には、6万5,714米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドル になります。2013年9月10日には、6万3,122米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドル になります。2013年10月9日には、6万2,724米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドル になります。2013年11月12日には、6万2,942米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.30米ドル になります。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表
注記（続き）

13. 受益証券保有者への分配金（続き）

2013年11月30日（続き）

米ドル建（ブラジル・レアル・ヘッジクラス）に関しては、2012年12月10日には、120万2,941米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2013年1月10日には、98万3,387米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.50米ドルになります。2013年2月12日には、93万466米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.50米ドルになります。2013年3月11日には、107万2,959米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2013年4月10日には、104万2,107米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2013年5月10日には、97万7,895米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2013年6月10日には、94万5,603米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2013年7月10日には、94万1,652米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2013年8月12日には、77万6,427米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.50米ドルになります。2013年9月10日には、76万2,407米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.50米ドルになります。2013年10月9日には、90万8,875米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。2013年11月12日には、89万401米ドルの分配金が支払われると宣せられました。これは、1口当たり0.60米ドルになります。

14. 当期における重要な事象

寺田 豊は2013年12月6日付けで管理会社の取締役を退任しました。

北村 文彰が2013年12月6日付けで管理会社の取締役に任命されました。

上記を除き、当期において重要な事象はありませんでした。

15. 貸借対照表日後の事象

財務諸表において開示が必要となる、期末日以降の後発事象はありませんでした。

16. 財務諸表の承認

本財務諸表は2015年3月26日に受託会社により承認されました。

ダイワ・ファンド・シリーズ ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型） 2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表

ポートフォリオ明細書 2014年11月30日現在

額面	銘柄	市場価格 米ドル	純資産に 占める割合 (%)
	国債		
1,900,000	Brazilian Government International Bond 8.25% 20/01/2034	2,669,500	3.04
500,000	Brazilian Government International Bond 12.75% 15/01/2020	737,500	0.84
1,000,000	Colombia Government International Bond 4.375% 12/07/2021	1,070,687	1.22
2,000,000	Colombia Government International Bond 7.375% 18/03/2019	2,394,750	2.73

1,000,000	Colombia Government International Bond 7.375% 18/09/2037	1,362,500	1.55
500,000	Croatia Government International Bond 6.625% 14/07/2020	555,600	0.63
1,000,000	Croatia Government International Bond 6.75% 05/11/2019	1,117,500	1.27
2,000,000	Hungary Government International Bond 6.25% 29/01/2020	2,276,060	2.59
1,000,000	Hungary Government International Bond 7.625% 29/03/2041	1,343,400	1.53
1,500,000	Indonesia Government International Bond 6.625% 17/02/2037	1,799,670	2.05
1,000,000	Indonesia Government International Bond 7.75% 17/01/2038	1,348,510	1.54
1,500,000	Indonesia Government International Bond 8.5% 12/10/2035	2,122,500	2.42
2,000,000	Lithuania Government International Bond 6.625% 01/02/2022	2,436,910	2.77
1,800,000	Lithuania Government International Bond 7.375% 11/02/2020	2,210,481	2.52
500,000	Mexico Government International Bond 5.75% 12/10/2110	534,055	0.61
3,500,000	Mexico Government International Bond 6.05% 11/01/2040	4,278,750	4.87
2,000,000	Mexico Government International Bond 6.75% 27/09/2034	2,600,622	2.96
2,000,000	Panama Government International Bond 8.875% 30/09/2027	2,890,000	3.29
1,500,000	Peruvian Government International Bond 5.625% 18/11/2050	1,760,474	2.00
500,000	Peruvian Government International Bond 8.75% 21/11/2033	782,297	0.89
1,300,000	Philippine Government International Bond 7.75% 14/01/2031	1,873,144	2.13
1,000,000	Philippine Government International Bond 8.375% 17/06/2019	1,269,070	1.45
2,000,000	Philippine Government International Bond 9.5% 02/02/2030	3,239,640	3.69
500,000	Philippine Government International Bond 9.875% 15/01/2019	654,665	0.75
1,000,000	Philippine Government International Bond 10.625% 16/03/2025	1,606,960	1.83
500,000	Romanian Government International Bond 6.125% 22/01/2044	596,250	0.68
3,000,000	Romanian Government International Bond 6.75% 07/02/2022	3,607,500	4.11
917,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 7.5% 31/03/2030	1,006,407	1.15
1,500,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 11% 24/07/2018	1,828,500	2.08
2,000,000	Russian Foreign Bond - Eurobond 12.75% 24/06/2028	3,160,000	3.60
1,000,000	South Africa Government International Bond 5.5% 09/03/2020	1,102,145	1.25
1,000,000	Turkey Government International Bond 5.625% 30/03/2021	1,111,968	1.27
1,000,000	Turkey Government International Bond 5.75% 22/03/2024	1,113,750	1.27
1,000,000	Turkey Government International Bond 6.25% 26/09/2022	1,156,880	1.32
300,000	Turkey Government International Bond 6.625% 17/02/2045	373,344	0.43
2,000,000	Turkey Government International Bond 6.75% 03/04/2018	2,252,000	2.56
500,000	Turkey Government International Bond 6.75% 30/05/2040	625,210	0.71
1,000,000	Turkey Government International Bond 7% 05/06/2020	1,180,255	1.34
1,500,000	Turkey Government International Bond 7.375% 05/02/2025	1,895,580	2.16
1,500,000	Ukraine Government International Bond 6.58% 21/11/2016	1,163,550	1.32
500,000	Ukraine Government International Bond 6.875% 23/09/2015	421,250	0.48
500,000	Ukraine Government International Bond 7.5% 17/04/2023	362,500	0.41
400,000	Venezuela Government International Bond 6% 09/12/2020	195,000	0.22

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ新興国債券ファンド（毎月分配型）
2014年11月30日で終了する会計年度における財務諸表

ポートフォリオ明細書（続き）
2014年11月30日現在

額面	銘柄	市場価格 米ドル	純資産に 占める割合 (%)
国債（続き）			
1,200,000	Venezuela Government International Bond 7% 31/03/2038	570,000	0.65
2,200,000	Venezuela Government International Bond 8.25% 13/10/2024	1,097,800	1.25

2,500,000	Venezuela Government International Bond 9.25% 07/05/2028	1,287,500	1.47
500,000	Venezuela Government International Bond 9.375% 13/01/2034	257,500	0.29
政府系機関債			
2,000,000	Export Credit Bank of Turkey 5% 23/09/2021	2,067,500	2.35
3,000,000	Export Credit Bank of Turkey 5.875% 24/04/2019	3,261,750	3.71
3,000,000	Hrvatska Elektroprivreda 6% 09/11/2017	3,168,900	3.61
1,000,000	Pertamina Persero PT 4.875% 03/05/2022	1,032,410	1.18
200,000	Pertamina Persero PT 5.625% 20/05/2043	194,750	0.22
1,000,000	Petroleos de Venezuela SA 6% 16/05/2024	451,000	0.51
1,000,000	Petroleos Mexicanos 3.5% 18/07/2018	1,046,524	1.19
500,000	Petroleos Mexicanos 6.5% 02/06/2041	583,130	0.66
500,000	Power Sector Assets & Li 7.25% 27/05/2019	598,125	0.68
500,000	Transnet SOC Ltd 4% 26/07/2022	481,250	0.55
投資ポートフォリオの合計		84,185,473	95.85
その他の純資産（外国為替先渡契約における 未実現利益（損失）を含む）			
		3,645,911	4.15
買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産		87,831,384	100.00

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年2月6日現在	平成27年8月6日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,116,400,106	8,526,589,280
国債証券	2,809,996,323	11,499,993,851
流動資産合計	3,926,396,429	20,026,583,131
資産合計	3,926,396,429	20,026,583,131
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		

元本	※1	3,911,072,564	19,946,516,785
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		15,323,865	80,066,346
元本等合計		3,926,396,429	20,026,583,131
純資産合計		3,926,396,429	20,026,583,131
負債純資産合計		3,926,396,429	20,026,583,131

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年2月7日 至 平成27年8月6日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成27年2月6日現在	平成27年8月6日現在
1. ※1 期首	平成26年8月7日	平成27年2月7日
期首元本額	966,538,227円	3,911,072,564円
期中追加設定元本額	3,183,605,947円	23,694,317,362円
期中一部解約元本額	239,071,610円	7,658,873,141円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）	998円	998円
ダイワ米国担保付貸付債権ファンド（為替ヘッジあり）	112,594,660円	112,594,660円
ダイワ米国担保付貸付債権ファンド（為替ヘッジなし）	73,734,556円	73,734,556円
ダイワ米国バンクローン・ファンド（為替ヘッジあり）	9,963円	9,963円
2014-07		

ダイワ米国バンクロン・ ファンド（為替ヘッジあり） 2014-09	9,963円	9,963円
ダイワ米国バンクロン・ ファンド（為替ヘッジあり） 2014-11	9,962円	9,962円
新興国ソブリン・豪ドルファ ンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ブラジルレ アルファンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ファンド （為替ヘッジあり／毎月決算 型）	999円	999円
アジア高利回り社債ファンド （為替ヘッジあり／毎月決算 型）	999円	999円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド Aコース	4,988,527円	4,988,527円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド Bコース	2,494,264円	2,494,264円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド Cコース	999,197円	999,197円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド2 Aコース	698,255円	698,255円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド2 Bコース	458,853円	458,853円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド3 Aコース	1,994,416円	1,994,416円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド3 Bコース	648,186円	648,186円
りそな毎月払出し・豪ドル債 ファンド3 Cコース	179,498円	179,498円
世界優先証券ファンド（為替 ヘッジあり／限定追加型）	998円	998円
U S短期ハイ・イールド社債 ファンド（為替ヘッジあり／ 毎月決算型）	3,988,832円	3,988,832円
U S短期高利回り社債ファン ド（為替ヘッジあり／年1回決 算型）	4,984円	4,984円
ダイワ上場投信一日経平均レ バレッジ・インデックス	1,549,955,177円	9,581,286,390円

ダイワ上場投信－日経平均ダブルインバース・インデックス	557,824,486円	2,928,609,308円
ダイワ上場投信－TOPIXレバレッジ（2倍）指数	508,018,728円	2,450,422,450円
ダイワ上場投信－TOPIXダブルインバース（-2倍）指数	567,785,637円	976,199,796円
ダイワ上場投信－日経平均インバース・インデックス	－円	1,494,172,727円
ダイワ上場投信－TOPIXインバース（-1倍）指数	－円	1,494,172,727円
ダイワ／シュローダー・グローバル高利回りC Bファンド（限定追加型）為替ヘッジあり	7,009,001円	7,009,001円
ダイワ／シュローダー・グローバル高利回りC Bファンド（限定追加型）為替ヘッジなし	904,221円	904,221円
ダイワ・ブルベア・セレクト マネー・ポートフォリオ	－円	9,462,401円
ダイワ・ブルベア・セレクト ドル高円安ポートフォリオ	－円	199,238,910円
ダイワ・ブルベア・セレクト 円高ドル安ポートフォリオ	－円	74,707,647円
ダイワ／モルガン・スタンレー新興4カ国不動産関連ファンド－成長の槌音（つちおと）－	11,000,000円	11,000,000円
ダイワ／ハリス世界厳選株ファンド・マネー・ポートフォリオ	248,056,028円	227,137,610円
ダイワ・アセアン内需関連株ファンド・マネー・ポートフォリオ	95,914,286円	105,875,438円
ダイワ米国高利回り不動産証券ファンド	19,942,168円	19,942,168円

通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル・グレー トコンシューマー株式ファン ドⅡ 豪ドル・コース（毎月分 配型）	4,184,518円	4,184,518円
通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル・グレー トコンシューマー株式ファン ドⅡ ブラジル・リアル・コー ス（毎月分配型）	12,952,078円	12,952,078円
通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル・グレー トコンシューマー株式ファン ドⅡ 通貨セレクト・コース （毎月分配型）	4,981,569円	4,981,569円
ダイワUS短期ハイ・イール ド社債ファンド（為替ヘッジ あり／年1回決算型）	199,295円	199,295円
ダイワ米国バンクローン・ オープン（為替ヘッジあり）	997円	997円
ダイワ米国バンクローン・ オープン（為替ヘッジなし）	997円	997円
<奇数月定額払出型>ダイワ 先進国リートα 為替ヘッジ あり	－円	49,806円
<奇数月定額払出型>ダイワ 先進国リートα 為替ヘッジ なし	－円	49,806円
通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル好配当株 α（毎月分配型）米ドル・ コース	－円	4,980,080円
通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル好配当株 α（毎月分配型）ブラジル・ リアル・コース	－円	12,948,208円
通貨選択型ダイワ／ミレーア セット・グローバル好配当株 α（毎月分配型）通貨セレクト・コース	－円	3,685,259円
ダイワ先進国リートα 為替 ヘッジあり（毎月分配型）	399,083円	399,083円

ダイワ先進国リートα 為替 ヘッジなし（毎月分配型）	99,771円	99,771円
通貨選択型ダイワ先進国リー トα 円ヘッジコース（毎月 分配型）	399,083円	399,083円
通貨選択型ダイワ先進国リー トα 通貨セレクトコース （毎月分配型）	99,771円	99,771円
ダイワ／ミレーアセット・グ ローバル・グレートコン シューマー株式ファンド（為 替ヘッジあり）	20,016,725円	20,016,725円
ダイワ／ミレーアセット・グ ローバル・グレートコン シューマー株式ファンド（為 替ヘッジなし）	4,000,959円	4,000,959円
ダイワ／ミレーアセット・ア ジア・セクターリーダー株 ファンド	49,850,449円	49,850,449円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型）－ジャパン・ トリプルリターンズ－ 日本 円・コース（毎月分配型）	398,764円	398,764円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型）－ジャパン・ トリプルリターンズ－ 豪ド ル・コース（毎月分配型）	99,691円	99,691円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型）－ジャパン・ トリプルリターンズ－ ブラジ ル・リアル・コース（毎月分 配型）	398,764円	398,764円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型）－ジャパン・ トリプルリターンズ－ 米ド ル・コース（毎月分配型）	398,764円	398,764円
ダイワ日本株ストラテジーα （通貨選択型）－ジャパン・ トリプルリターンズ－ 通貨セ レクト・コース（毎月分配 型）	1,993,820円	1,993,820円

通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド－イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 日本円・ コース	3,488,836円	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド－イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 豪ドル・ コース	2,492,026円	2,492,026円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド－イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 ブラジル・ リアル・コース	3,488,836円	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド－イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 米ドル・ コース	19,936,205円	19,936,205円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド－イーグルアイⅡ－ 予想分配金提示型 通貨セレクト・ コース	11,961,723円	11,961,723円
計	3,911,072,564円	19,946,516,785円
2. 期末日における受益権の総数	3,911,072,564口	19,946,516,785口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成27年2月7日 至 平成27年8月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成27年8月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成27年2月6日現在	平成27年8月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	5,507	9,851
合計	5,507	9,851

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成26年12月10日から平成27年2月6日まで、及び平成26年12月10日から平成27年8月6日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成27年2月6日現在	平成27年8月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成27年2月6日現在	平成27年8月6日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0039円 （10,039円）	1.0040円 （10,040円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	5 3 2 国庫短期証券	1,500,000,000	1,500,000,000	
	5 3 5 国庫短期証券	1,000,000,000	999,997,194	
	5 3 6 国庫短期証券	2,000,000,000	2,000,000,000	
	5 3 8 国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,999,092	
	5 4 0 国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,998,945	
	5 4 1 国庫短期証券	1,000,000,000	999,999,380	
	5 4 2 国庫短期証券	1,000,000,000	1,000,000,000	
	5 4 4 国庫短期証券	1,000,000,000	999,999,240	
国債証券 合計			11,499,993,851	
合計			11,499,993,851	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年8月31日

I	資産総額	341,777,613円
II	負債総額	3,302,639円
III	純資産総額（I－II）	338,474,974円
IV	発行済数量	464,213,935口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	0.7291円

（参考）ダイワ・マネースtock・マザーファンド

純資産額計算書

平成27年8月31日

I	資産総額	29,184,951,800円
II	負債総額	1,499,999,900円
III	純資産総額（I－II）	27,684,951,900円
IV	発行済数量	27,574,007,827口
V	1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0040円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成27年8月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成27年8月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	26	172,033
追加型株式投資信託	587	11,700,271
株式投資信託 合計	613	11,872,304
単位型公社債投資信託	1	5,204
追加型公社債投資信託	17	3,242,054
公社債投資信託 合計	18	3,247,258
総合計	631	15,119,562

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。
なお、記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,186	31,438
有価証券	15,003	4,878
前払費用	157	139
未収委託者報酬	8,265	10,295
未収収益	103	110
繰延税金資産	674	585
その他	15	153
流動資産計	39,406	47,600
固定資産		
有形固定資産	※1 252	※1 255
建物	23	21
器具備品	228	234
無形固定資産	2,991	2,759
ソフトウェア	2,910	2,758
ソフトウェア仮勘定	68	1
電話加入権	11	—
投資その他の資産	15,077	12,979
投資有価証券	8,338	6,667
関係会社株式	5,141	5,129
出資金	129	124
長期差入保証金	997	996
投資不動産	※1 398	※1 —
その他	74	60

貸倒引当金	△3	—
固定資産計	18,320	15,995
資産合計	57,727	63,596

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年 3 月31日)	当事業年度 (平成27年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	53	64
未払金	8,998	9,172
未払収益分配金	7	5
未払償還金	77	72
未払手数料	4,277	4,965
その他未払金 ※2	4,635	4,127
未払費用	3,463	4,162
未払法人税等	1,530	1,133
未払消費税等	530	1,429
賞与引当金	955	1,092
その他	1	747
流動負債計	15,534	17,801
固定負債		
退職給付引当金	1,959	2,072
役員退職慰労引当金	80	101
繰延税金負債	1,789	1,745
その他	3	2
固定負債計	3,832	3,920
負債合計	19,366	21,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		
給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695
賞与引当金繰入額	955	1,092
福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38

固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	※1 144	※1 1,226
受取利息	9	20
その他	220	372
営業外収益計	374	1,620
営業外費用		
投資有価証券売却損	3	84
その他	71	67
営業外費用計	74	152
経常利益	16,503	20,416
特別利益		
固定資産売却益	—	7
特別利益計	—	7
特別損失		
外国税関連費用	—	746
その他	0	26
特別損失計	0	772
税引前当期純利益	16,502	19,651
法人税、住民税及び事業税	6,525	6,238
法人税等調整額	△150	△17
法人税等合計	6,375	6,220
当期純利益	10,126	13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（2）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	—
投資器具備品	24百万円	—

※ 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払金	4,508百万円	4,084百万円

3 保証債務

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成27年3月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

※ 1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
受取配当金	—	1,065百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 剰余金の配当の総額 10,126百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 3,882円
- ④ 基準日 平成26年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成26年6月26日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 13,428百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 5,148円 |
| ④ 基準日 | 平成27年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 平成27年6月24日 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（i）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	15,186	15,186	—
（2）未収委託者報酬	8,265	8,265	—
（3）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	22,283	22,283	—
資産計	45,735	45,735	—
（1）未払手数料	4,277	4,277	—
（2）その他未払金	4,635	4,635	—
（3）未払費用（*）	2,678	2,678	—
負債計	11,591	11,591	—

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	31,438	31,438	—
（2）未収委託者報酬	10,295	10,295	—
（3）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	10,520	10,520	—
資産計	52,254	52,254	—
（1）未払手数料	4,965	4,965	—
（2）その他未払金	4,127	4,127	—
（3）未払費用（*）	3,366	3,366	—
負債計	12,460	12,460	—

（*）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金、並びに（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059	1,025
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,141	5,129
(3) 長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	113	55	58
（２）その他 証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	16,544	16,586	△41
小計	16,544	16,586	△41
合計	22,283	21,514	768

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,059百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	164	55	109
（２）その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	△14
小計	5,779	5,793	△14
合計	10,520	9,482	1,038

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,025百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	△217	△118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
--	--	--

積立型制度の退職給付債務	—	—
年金資産	—	—
	—	—
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引（譲渡損）	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	△ 1,200	△ 613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	△2.02%
評価性引当額の増減額	-	△2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	△0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,719	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,834	—	—
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	---------	-------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,705.91円	1株当たり純資産額	16,052.69円
1株当たり当期純利益	3,882.07円	1株当たり当期純利益	5,148.94円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益（百万円）	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

- ① 平成27年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。
 - ・ 代表取締役の人数の変更（4名以内に変更）
- ② 平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。
 - ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名称 株式会社りそな銀行
- ② 資本金の額 279,928百万円（平成27年3月末日現在）
- ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ① 名称 日の出証券株式会社
- ② 資本金の額 4,650百万円（平成27年3月末日現在）
- ③ 事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成27年2月16日	臨時報告書（開示府令第29条第2項第4号に基づく報告書）
平成27年4月28日	有価証券届出書、有価証券報告書（第8特定期間）
平成27年5月18日	臨時報告書（開示府令第29条第2項第4号に基づく報告書）

独立監査人の監査報告書

平成27年5月28日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年9月4日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国ソブリン・ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成27年2月7日から平成27年8月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新興国ソブリン・ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）の平成27年8月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。